

平成29年度

男女平等参画の推進に関する年次報告書

港区

目 次

I 平成29年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告	3
(1) 計画の体系	3
(2) 年次報告の作成の趣旨	3
計画全体の体系	4

II 平成29年度男女平等参画行動計画事業実績

1 目標1	9
2 目標2	43
3 目標3	71
4 目標4	95

III 港区男女平等参画推進会議答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成29年度事業 実績の評価について	
第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総括 評価について	109

《資料》

1 港区男女平等参画条例	133
2 港区男女平等参画条例施行規則	139

I 平成29年度年次報告書の
作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告

(1) 計画の体系

「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—」(以下、「行動計画」という。)は、港区男女平等参画条例第3条の6つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために4つの目標を次のように定めています。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 目標1 | ワーク・ライフ・バランスを推進する |
| 目標2 | あらゆる場における男女平等参画を推進する |
| 目標3 | 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する |
| 目標4 | 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する |

これらの目標を達成するために、18の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために160の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置づけました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成27年度(2015年度)から平成32年度(2020年度)までの6か年です。

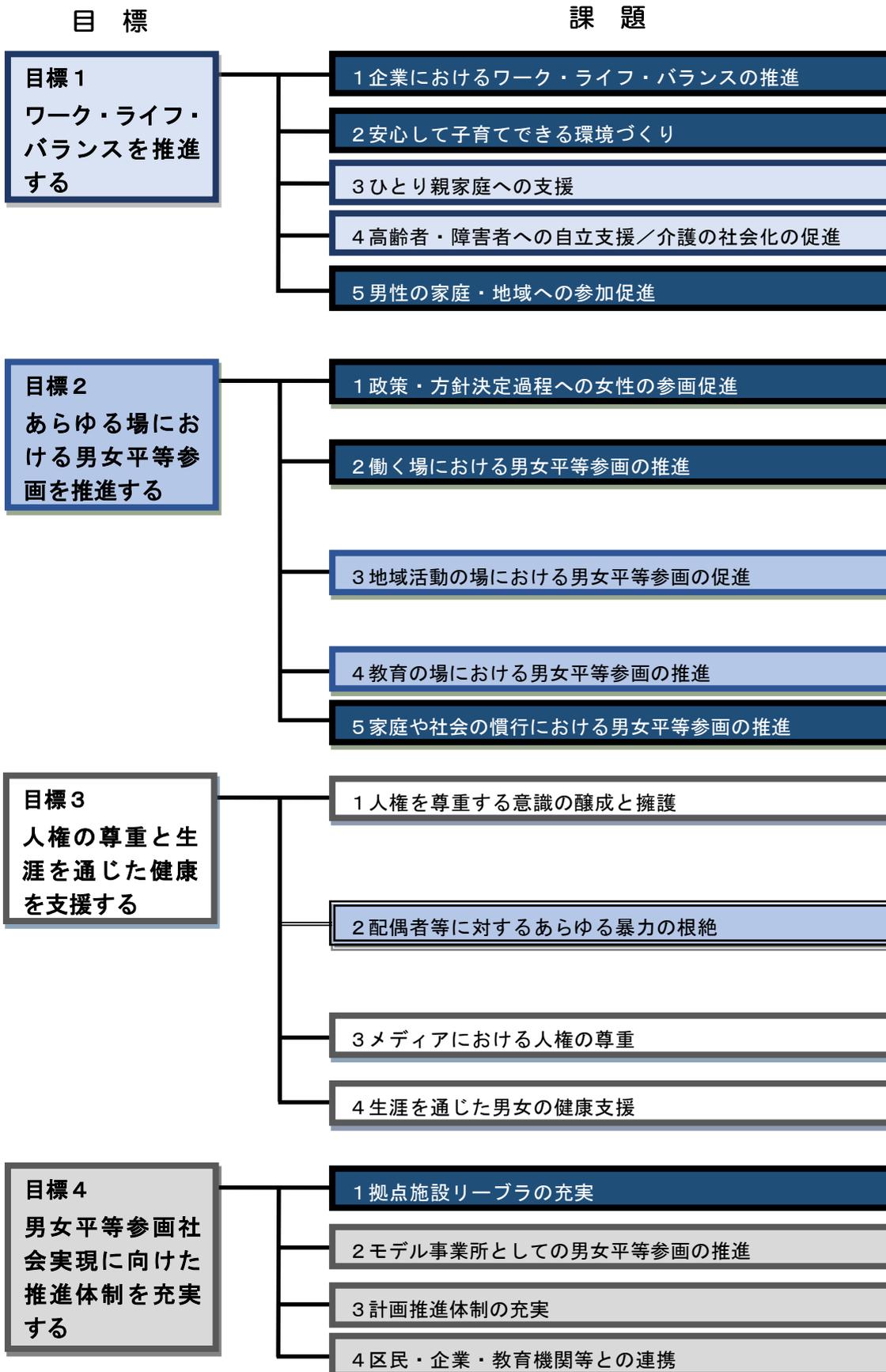
(2) 年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第13条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が平成29年度目標及び平成29年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

計画全体の体系



施策の方向

1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進	責任項目 1
2	男女の多様な働き方の支援	
1	保育環境の充実	
2	地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	
1	ひとり親家庭への支援	
1	高齢者・障害者の自立支援	
2	在宅介護を担う男女に対する支援の充実	
1	男性の長時間労働の見直しの促進	
2	男性の家庭・地域への参加のための支援	責任項目 2
1	審議会等委員の男女バランスへの配慮	責任項目 3
2	女性のエンパワーメント支援	
3	企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	
1	女性の就労支援	責任項目 4
2	企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	
3	在勤者への働きかけ	
1	地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	
2	国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	
3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	
4	防災分野における男女平等参画の推進	
5	環境分野における男女平等参画の推進	
1	幼少期からの男女平等参画の推進	責任項目 5
2	生涯学習における男女平等参画の推進	
1	家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	
1	あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	
2	あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	
3	性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	
1	暴力防止教育と啓発	責任項目 6
2	早期発見体制の充実と相談機能の強化	
3	被害者を安全に保護する体制の整備	
4	被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	
5	子どものケア体制の充実	
6	相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	責任項目 7
1	メディア等における性別による差別解消への働きかけ	
2	メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	
1	年代に応じた男女の健康づくりの支援	
2	互いの性や健康に関する理解の促進	
3	女性の生涯を通じた健康支援	
1	区民に親しまれる施設としての機能の充実	責任項目 8
2	男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	
1	庁内における男女平等参画の推進	
2	区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	
1	男女平等参画に関する広報・啓発の充実	
2	組織の連携	
1	区民・企業・各種団体等との連携	

内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。
 内は、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」部分。

Ⅱ 平成29年度男女平等参画 行動計画事業実績

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

事業名

課題1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

責任項目1

- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進
- 2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】
- 3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
- 4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知
- 5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用
- 6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実

2 男女の多様な働き方の支援

- 7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発
- 8 仕事と家庭の両立支援事業の実施【拡充】
- 9 両立支援制度の周知
- 10 年次有給休暇等の取得促進への啓発
- 11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

課題2 安心して子育てできる環境づくり

1 保育環境の充実

- 12 保育施設の充実【拡充】
- 13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【拡充】
- 14 一時預かり事業の充実【拡充】
- 15 みなと保育サポート事業の充実【新規】

2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備

- 16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施
- 17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進
- 18 子ども家庭支援センター事業の充実
- 19 子育てひろばの充実【拡充】
- 20 育児サポート子むすびの実施
- 21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実
- 22 幼稚園教育の充実【新規】
- 23 幼稚園での子育てサポート保育
- 24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実
- 25 子育てセミナーの充実
- 26 家庭教育学級（自主）の実施【新規】
- 27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施【新規】
- 28 よちよち子育て交流会の実施【新規】
- 29 ほっとひといき子育て支援事業の実施【新規】
- 30 子育てあんしんプロジェクトの実施
- 31 子育て王国基金の運営実施
- 32 放課後等の居場所づくりの推進【拡充】

課題3 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭への支援

- 33 ひとり親家庭等医療費助成
- 34 ホームヘルプサービスの充実
- 35 休養ホーム事業の実施
- 36 児童育成手当等の支給
- 37 母子生活支援施設入所実施
- 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【拡充】
- 39 児童扶養手当の支給
- 40 ひとり親就労支援の実施

課題4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進

1 高齢者・障害者の自立支援

- 41 高齢者の就業支援
- 42 障害者の就労自立支援
- 43 老人クラブの育成と運営助成
- 44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援
- 45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援
- 46 家庭訪問保健指導の実施
- 47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施
- 48 自立訓練（機能訓練）事業の実施
- 49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施
- 50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築
- 51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施
- 52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施【新規】

2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- 53 介護保険制度の普及・啓発
- 54 介護人材の確保・支援
- 55 施設入所介護サービス等の充実
- 56 通所介護サービス等の充実
- 57 ショートステイの充実
- 58 緊急一時保護の実施

課題5 男性の家庭・地域への参加促進

1 男性の長時間労働の見直しの促進

- 59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小【新規】
- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）

2 男性の家庭・地域への参加のための支援

責任項目2

- 60 男性向け講座の充実【新規】
- 61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援【新規】

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】
			子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
新規認定5社 更新企業5社 継続認定とあわせて計47社	【申請受付】 平成29年4月16日～6月30日 【新規申請】 11社 【新規認定数】 6社 【更新企業数】 3社 継続認定は41社	新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する3つの項目を追加し、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定された事業者の取組事例について、認定証交付式会場にて紹介したほか、広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボスシンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介したり、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対して、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。 		
<p>【契約管財課】</p> <p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>	<p>【契約管財課】</p> <p>平成27年度まで試行運用していた工事請負契約における特別簡易型総合評価方式を平成28年4月1日から本格実施し、平成29年度は本格実施後2年目でした。対象となる平成29年度の契約件数は21件で、平成28年度の13件よりも増加しています。また、入札・契約制度の整備により、平成28年4月1日から導入している特別簡易型総合評価方式を適用した長期継続契約の業務委託契約の件数は、平成29年度は12件でした（平成28年度の契約件数は19件）。</p>	<p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等の周知を行い、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット、広報紙、区ホームページ等で周知し、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。</p>		
<p>【産業振興課】</p> <p>引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等の中で多様な働き方について周知します。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>ハローワーク品川と共催で開催している、複数の区内企業が参加する就職面接会場で、労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回実施しました（11月、2月）。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会も実施しました。 仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることを意識させるとともに、出前相談の際に、業職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を生かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。 		

			事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
			4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は、6件を目標に実施します。また、平成28年度の実績を踏まえて、LGBT理解促進を新たな研修テーマとして取り入れ、提供可能な研修テーマを7つとしました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は8件実施しました。同事業では、合計7つのテーマを揃えています。ワーク・ライフ・バランスが3件、ハラスメント予防が2件となり複数社に実施しました。メンタルヘルス、介護と仕事の両立、女性活躍が1件ずつの実施でした。働き方改革の流れでWLB研修が、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに関連してハラスメント予防への関心が高いことが推察されます。全8回の研修の結果では、7割程度の満足度にとどまる回もあった一方で、4件については9割（うち1件は100%）の満足度という高い評価を頂きました。区内企業における男女平等参画の推進に寄与したと思われま。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向けの出前講座は、6～8件を目標に実施します。平成29年度と同じテーマ（7種）での実施を前提としますが、企業経営の課題として、今後取り組むべきダイバーシティ&インクルージョンなどへの希望にも柔軟に対応していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボスシンポジウムでは、企業の取組事例を紹介し、常勤、非常勤、短時間勤務、パートなどさまざまな勤務形態の社員に対して、雇用環境の整備の必要などの支援について確認しました。 企業向け出前講座を通じて、年間8件実施のうち、2件がワーク・ライフ・バランス、1件が女性活躍推進に関する講座でした。特にワーク・ライフ・バランス講座では、男性中心社会で成立してきた業務の進め方に女性や若い世代があわせるやり方では働き方改革などの時代の流れに乗っていけない点を特に管理職を対象とした回では講師に発信してもらうように事前打合せの段階からの念入りな打合せを行いました。 前記のとおり、企業向け出前講座での情報発信はもちろんのこと、リーブラで開催した区民向けの事業においても、働き方改革と労働者の意欲（モチベーション）に焦点をあてた講座を行いました。長時間労働を減らしていくことの重要性は社会的要請としてありますが、その一方でただ勤務時間を物理的に短くするだけでなく心理的負担が増すだけです。そこで、こうしたことを実現するために必要な意欲や、実現した後の生活や生き方をイメージできることの大切さを伝える講座を開催しました。 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式において、テレワークやフレックスタイム制度等の各事業者の取組を紹介し周知するだけでなく、企業トップの意識改革が必要なことを周知しました。また、仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を交えるための各事業者の取組を紹介しました。 企業向けの出前講座8件のうち、1件が介護と仕事の両立に関するものでした。経営者層と社内におけるダイバーシティ推進部門の社員が、関東圏内の支店等から集まる研修会として実施しました。制度、サービスの多様性、それを土台にした時間の使い方の選択肢を広げることができること、さらには家族のことではあるけれども、家庭の中だけですべて完了させようとしたくない心の心がけなど環境整備につながる情報発信を行いました。 		
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法2017」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設や近隣のJR及び地下鉄の駅、ハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送し、幅広く周知を行いました。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法2017」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）で広く周知しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 憲法週間記念・人権週間記念のついで等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は28件（前年度27件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。 		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】
			ワーク・ライフ・バランスの導入マニュアルであるワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を図ります。
			6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実 【産業振興課】
			企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、中小企業や商店街へ講座、講演会、個別相談会等を周知し、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。
	2 男女の多様な働き方の支援	7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	従業員100人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
		8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で中小企業特有の課題を分析し、課題解決に向けた推進ガイドブックを作成します。理解しやすく実践できるよう、より一層、内容を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。</p>	<p>ハンドブックを全般的に見直し、特に区、都、国が実施するワーク・ライフ・バランスの推進による助成金、奨励金の交付やワーク・ライフ・バランス企業認定、表彰制度、専門家による派遣制度、相談窓口、情報サイトの記載を更新しました。ハンドブックを行政機関をはじめ、商工会議所等に配布するとともに、ワーク・ライフ・バランス経営講座、中小企業福利厚生事業を通じて配付しました。またワーク・ライフ・バランス出前相談や産業振興課経営相談担当が行う経営相談の際に、このハンドブックを用い、ワーク・ライフ・バランスを推進する経営効果と必要性について専門家によるアドバイスを行いました。</p>	<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で中小企業特有の課題を分析し、課題解決に向けた推進ガイドブックを作成します。より一層、内容を充実させるとともに、企業相談の際には、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性と経営効果について、また人材の定着・確保の面からもその重要性について普及啓発を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と出産・育児・介護の両立について、ハンドブックに課題として記載するとともに、出前相談の際に、企業トップに働きかけました。 仕事の効率化、長時間労働の削減について、ハンドブックに課題と記載するとともに、出前相談の際に、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性をアドバイスしました。 		
<p>講演会、個別相談会の開催の他、ワーク・ライフ・バランス専用のホームページにより周知を行います。出前によるワーク・ライフ・バランス相談を実施し、企業の相談の負担を軽減するとともに、専門家による的確な企業分析を通じて、具体的な問題の解決を図ります。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス出前相談は、予算規模100%にあたる15件の企業について専門家により実施しました。その中には、ワーク・ライフ・バランスの知識が全くない企業、現在の経営は、ワーク・ライフ・バランスと無関係とする企業、経営効果に不安がある企業などがあり、こうした中小企業が抱える特有の課題について、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性と経営効果について、人材確保・定着の面からも具体的にアドバイスを行いました。</p>	<p>講演会、個別相談会の開催の他、産業振興課のホームページ、専用のホームページ等により周知を行います。特に企業の相談の負担を軽減する出前によるワーク・ライフ・バランス相談を通じて、専門家による的確なアドバイスにより、中小企業が抱える具体的な諸問題の解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることを意識させるとともに、出前相談の際に、職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 		
<p>区の入札参加資格をもつ事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等周知を行い、その他の事業者に対しても周知を行う等、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内2,200社の事業者に対してワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された6社を男女平等参画情報誌オアシス55号及び港区ホームページ等で紹介しました。</p>	<p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対しワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集に併せて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度（計27件）とほぼ同等の申請（計28件）となりました。 		
<p>申請件数： 子育て支援奨励金 21社 配偶者出産休暇制度奨励金 13社 介護支援奨励金 2社 男性の子育て支援奨励金 6社 男性の介護支援奨励金 6社</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 16社 配偶者出産休暇制度奨励金 6社 介護支援奨励金 1社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 1社</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 21社 配偶者出産休暇制度奨励金 8社 介護支援奨励金 2社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 2社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集に併せて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度（計27件）とほぼ同等の申請（計28件）となりました。 企業向けの出前講座8件のうち、1件が介護と仕事の両立に関するものでした。経営者層と社内におけるダイバーシティ推進部門の社員が、関東圏内の支店等から集まる研修会として実施しました。制度、サービスの多様性、それを土台にした時間の使い方の選択肢を広げることができること、さらには家族のことではあるけれども、家庭の中だけですべて完了させようとしたくないことの心がけなどを、環境整備につながる情報発信を行いました。 		

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女の多様な働き方の支援	9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】	中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通して啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。
	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実 【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。
			13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は28件（前年度27件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	区内2,200社の事業者ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>区内2,200社の事業所に「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」のパンフレットを送付するなど周知しました。</p>		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	広報みなどに仕事と家庭の両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。平成29年度は、区内中小企業に対し、子育て支援奨励金16社、配偶者出産休暇制度奨励金6社、介護支援奨励金1社、男性の子育て支援奨励金4社、男性の介護支援奨励金1社を受け付け、交付しました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は28件（前年度27件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>		
今年度の待機児童の状況を踏まえ、待機児童解消緊急対策として、平成30年4月までに約1,000人の保育定員の拡大を行います。保育定員の拡大にあたっては、既存施設の定員拡大や区有地・区有施設の活用、国有地等の活用を検討するほか、民間事業者の協力も得ながら取組を推進します。	平成29年12月に私立認可保育園1園、小規模保育事業所3園を誘致しました。また、平成30年4月に向けて、既存の区立認可保育園及び港区保育室の定員拡大、私立認可保育園2園、小規模保育事業所5園、事業所内保育事業所1園を誘致するとともに、港区保育室1園を開設しました。これらの取組により、平成30年4月1日の保育定員を、平成29年4月1日から577名増の7,856名に拡大しました。	今年度の待機児童の状況を踏まえ、引き続き保育定員の拡大に取り組みます。保育定員の拡大にあたっては、既存施設の定員拡大や区有地・区有施設の活用、国有地等の活用を検討するほか、民間事業者の協力も得ながら取組を推進します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>平成29年12月に私立認可保育園1園、小規模保育事業所3園を誘致しました。また、平成30年4月に向けて、既存の区立認可保育園及び港区保育室の定員拡大、私立認可保育園2園、小規模保育事業所5園、事業所内保育事業所1園を誘致するとともに、港区保育室1園を開設しました。これらの取組により、平成30年4月1日の保育定員を、平成29年4月1日から577名増の7,856名に拡大しました。</p>		
病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。年末保育、休日保育についても、継続して実施します。また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を行います。	平成29年12月に1か所、平成30年4月に1か所新たに病児保育室を開設しました。また、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を図りました。	病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を行います。また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。
			15 みなと保育サポート事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。
	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備		16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施 【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
			17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成29年12月に1か所、平成30年4月に1か所新たに病児保育室を開設しました。また、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。 年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。 また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を図りました。</p>		
<p>【保育課】 引き続き、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設準備を行います。</p>	<p>【保育課】 平成30年3月26日に赤坂九丁目（子育てひろばあっぱい赤坂）を開設しました。白金台四丁目（子育てひろばあっぱい白金台）の開設準備をしました。</p>	<p>【保育課】 白金台四丁目（子育てひろばあっぱい白金台）を平成30年4月1日に開設します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成30年3月26日に赤坂九丁目（子育てひろばあっぱい赤坂）を開設しました。白金台四丁目（子育てひろばあっぱい白金台）の開設準備をしました。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】 （仮称）あっぱい赤坂の開設により、定員増を図り、より一層の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 各施設とも、昨年度より利用者が増加しました。また、あっぱい赤坂を平成30年3月26日に開設し、定員増を図りました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 あっぱい白金台の開設により、定員増を図り、より一層の事業の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 あい・ぼーと、Pokke、あっぱい8施設における平成29年度延べ利用実績は39,689名でした。平成27年度の36,910名より増加しました。</p>		
<p>【保育課】 引き続き、赤坂九丁目（平成30年3月）及び白金台四丁目（平成30年4月）の開設準備を行います。</p>	<p>【保育課】 平成30年3月26日に赤坂九丁目（みなと保育サポート赤坂）を開設しました。白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）の開設準備をしました。</p>	<p>【保育課】 白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）を平成30年4月1日に開設します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成30年3月26日に赤坂九丁目（みなと保育サポート赤坂）を開設しました。白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）の開設準備をしました。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めるとともに、（仮称）みなと保育サポート赤坂の開設により、より一層の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 既存の3施設ともに定期利用者が増加しました。また、みなと保育サポート赤坂を平成30年3月26日に開設し、定員増を図りました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めるとともに、あっぱい白金台の開設により、一層の事業の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成29年度の4施設における定期保育利用延べ人数は、11,380名でした。平成28年度の11,276名より増加しました。</p>		
<p>産後ケア事業に組み込み、「うさちゃんくらぶ」として保健所にて月2回実施します。地区別の1回コースで時間を延長し、グループワークを中心として保護者のエンパワーを引き出すプログラムを行います。</p>	<p>うさちゃんくらぶは、平成29年度より産後ケア事業に取り込み、月2回、計24回実施しました。また、多くの人が参加できるよう、「芝、麻布、赤坂」と「高輪、芝浦港南」に地区を分け地域毎に参加日を設定し、開催時間を午前から午後に変更しました。</p>	<p>引き続き産後母子ケア事業に取り込み、多くの人が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き保健師や栄養士によるプログラム、地域の民生・児童委員による相談受付や絵本・紙芝居の読み聞かせを実施しました。また、同じプログラム内容でも月齢別に開催時間を分け、親子が参加しやすい工夫をしています。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 乳幼児親子向けのちらし、ホームページ、ポスター等により、事業の周知を図りました。乳幼児親子向けのつどいは年間72回実施しました。おもちゃライブラリースペシャルデーは21回、講演会を1回実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

		事業名	事業内容
2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進 【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
		18 子ども家庭支援センター事業の充実 【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
		19 子育てひろばの充実 【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大します。
		20 育児サポート子むすびの実施 【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。
		21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実 【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。
		22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】	幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。	【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、内容の充実を図り、事業を実施していきます。	【高輪地区総合支所管理課】 児童館等では、子ども家庭支援センターと連携し、乳幼児や保護者向けの支援事業、保護者同士の交流活動を促進する事業を行いました。また、地域の子育てサークルへの支援事業も実施しました。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、内容の充実を図り、事業を実施していきます。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 各施設は、多彩なプログラムで子育て支援を行い、施設によっては、関係機関である子ども家庭支援センターとの連携事業や子育て応援講座などを積極的に行いました。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。
子育てコーディネーター事業をPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境を充実します。また、親子ふれあい広場で各種イベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を促進します。	区内2か所子育てコーディネーター事業を実施し、子育て支援に関する社会資源の紹介や、子育てや子どもの成長に関する悩み・不安の相談に応じました。また、まちづくり支援プロデューサーによるお誕生会やお楽しみプログラムを開催するとともに、広場コンシェルジュを配置し親子で参加できるさまざまなイベントを開催するなど、親子が集い相互交流できる場を提供しました。	子育てコーディネーター事業を広報等でPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境の充実を図ります。また、親子ふれあい広場で各種のイベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流することを促進します。
親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座や子育て相談等を行う子育てひろばにするため、利用する人がリラックスして過ごせる場にすること、子育てなどの相談が気軽にできる雰囲気づくりを第一に心がけるよう施設の質の向上を図ります。また、(仮称)あっぱい赤坂の開設により、より一層の充実を図ります。	子育てひろばあっぱい(8施設)において、身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろば事業を実施しました。	親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座に参加したり、子育ての相談ができる場にするために、利用者がリラックスして過ごせるような雰囲気づくりを心がけるなど、施設サービスの質の向上を図ります。また、あっぱい白金台の開設により、より一層の事業の充実を図ります。
協力を会員を拡大するため、港区子育て支援員研修の受講を促進し、登録への働きかけを強化します。	子育て支援員研修修了者を協会員とすることで、子育て支援の充実を図りました。平成29年度新規登録者は2名でした。	協力を会員を拡大するために、港区子育て支援員研修の受講を促進するとともに、社会福祉協議会で独自の子むすび協会員養成講座を開催し、協会員員の拡大と質の向上を図ります。
引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、サービスの一部拡大をPRしていきます。	仕事や出産等で一時的に子育てが困難な場合に対応可能な支援として、広報みなどでPRするなど、事業の周知に努めました。	引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、事業の周知に努めます。
【指導室】 「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続きの「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。	【指導室】 「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」の活用を促進し、個人差に応じた一人ひとりにきめ細かな指導の充実を図るとともに、幼稚園アシスタントを継続して配置したことで、安全に配慮した教育活動を行いました。幼児教育調査指導員による巡回指導・助言及び保護者に対する子育て相談を行いました。	【教育指導課】 「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続きの「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。
【教育政策担当】 特に応募が多い、3歳児の受け入れ体制の充実を図るため、白金台幼稚園の3歳児定員増を1年前倒しで実施します。	【教育政策担当】 区立幼稚園4園(白金台幼稚園、三光幼稚園、麻布幼稚園、南山幼稚園)で合計27名の定員増を実施しました。	【教育企画担当】 港南幼稚園の増築により3・4・5歳児の定員を増やします。またあわせて子育てサポート保育を南山幼稚園で新たに実施します。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】	幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
			23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】	教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園5園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後4時30分までの預かり保育を行います。また、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
			24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【学務課】 区立幼稚園の保育料については、国が行う幼児教育無償化への段階的取組の動向を踏まえ、保育料の負担軽減等に取り組みます。</p>	<p>【学務課】 平成29年4月1日、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が施行され、年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料の負担が軽減されたことに伴い、港区でも、ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯の場合、世帯の区民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子の保育料は無料となりました。</p>	<p>【学務課】 区立幼稚園の保育料については、国が行う幼児教育の段階的無償化に向けた取組の動向を踏まえ、保育料改定に対応します。</p>
<p>平成29年6月から、新たに青南幼稚園が子育てサポート保育を開始し、実施園が9園に増えます。 引き続き、地域の実態や多様な幼児教育のニーズに対応し、異年齢児との関わりや、主体的な活動をより促進させる通常保育と関連深い教育活動を行います。</p>	<p>青南幼稚園で子育てサポートを開始し、実施園が9園に増えました。</p>	<p>平成30年度から、新たに南山幼稚園で子育てサポート保育を開始し、実施園が10園に増えます。 また、港南幼稚園園舎増築に伴い、港南幼稚園の子育てサポート保育の定員を40名にします。</p>
<p>【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り参加率向上を目指します。子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。</p>	<p>【保育課】 みなとっこ登録者を対象にしたコンサート2回と体育遊びを1回実施し好評を得ました。各園のホームページに掲載している内容を充実させ、園児以外の親子も楽しめる画面作りを行いました。また4月に1年間のイベントのお知らせをみなとっこ全登録者に配布しました。</p>	<p>【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り利用率の向上を目指します。 子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。また研修で学んだことを生かして「保育園であそぼう」での、遊びや育児情報の提供や育児相談にあたります。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 「保育園であそぼう」の延参加人数は前年度比で約3.4%減少（232名→224名）し、「みなとっこ」の登録者数は前年度比で約21.8%減少（110名→86名）しています。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。区立幼稚園では、地域の子どもたちやその保護者が親子で楽しめるさまざまな活動の充実を図りました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。 南麻布保育園 定員102名→105名 本村保育園 定員104名→110名 西麻布保育園 定員129名→133名</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 赤坂管内区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等でPRを行い、事業の周知に努め事業を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 芝浦港南地区管内区立保育園及びこども園で、「みなとっこ」事業の周知に努め、「保育園であそぼう」を月1回程度開催しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等で行い、事業の周知に努め事業を実施します。</p>

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

		事業名	事業内容
2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。
		25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
		26 家庭教育学級(自主)の実施 【生涯学習推進課】	区立幼稚園、小・中学校の各PTA、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
		27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】	芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくるとともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。
		28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
		29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。
30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。		

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【学務課】 引き続き、親子や地域の人の参加を促し、一緒に楽しめる遊びの内容を充実させていきます。 園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p>	<p>【学務課】 未就園児の会について、平成29年度は合計240回開催し、3,968名の参加があり、地域の子どもたちとの交流する機会を増やすことができました。</p>	<p>【学務課】 引き続き、園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p>
<p>【指導室】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」の活用を促進します。</p>	<p>【指導室】 幼稚園・保育園等と家庭が連携して子どもの健やかな成長を支えるために、「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を作成し、港区内の公私立幼稚園・保育園に配付しました。</p>	<p>【教育指導課】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、「みなときっずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」の活用を促進します。</p>
<p>子ども家庭支援センターで多文化子育て講座や防災講座など港区の地域性に合わせた講座等を実施します。</p>	<p>「防災講座」「ポジティブディシプリン（体験型ワークショップ）」「多文化講座」など参加者同士がともに学び合い、仲間づくりのきっかけとなる講座を開催し、子育ての不安の解消、子育て力の向上を図りました。</p>	<p>引き続き、子ども家庭支援センターで子育て講座や防災講座など港区の地域性に合わせた講座を実施します。</p>
<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>	<p>平成29年度は、PTAが企画・実施した家庭教育学級21件（幼稚園15件、小学校5件、中学校1件）の講師謝礼を負担し、保護者の学習機会を支援しました。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>
<p>乳幼児への接し方や親になるイメージを持てるような講座を中学校2校に加え、小学校1校でも実施します。</p>	<p>御成門・三田中学校の3年生に加え、御成門小学校2年生を対象に各校2回体験型授業を実施しました。港区の母子21組が講師となり、205名の児童・生徒たちに妊娠・出産・育児の話や赤ちゃんとのふれあいをを行い、中学生には育児体験を行いました。 中学生のアンケートでは、「親になるイメージを感じることができたか」について1回目38%から2回目56%に増加しています。また92%の生徒は「子どもを持つこと」や「育てること」を考えるきっかけとなったと回答しています。小学生の感想では、赤ちゃんの世話の大変さや成長に驚く声が多く聞かれました。</p>	<p>区民課の事業としては29年度で終了しました。30年度以降は、生涯学習スポーツ振興課所管の港区学校支援地域本部事業「みなと学校支援情報」にて同内容の授業を実施します。</p>
<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を毎月開催します。</p>	<p>「よちよち子育て交流会」を月1、2回開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。 平成29年度実績：418名</p>	<p>赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を月2回開催します。また、青山地区でも開催します。</p>
<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>ほっとひといき子育てサロンは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者の友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。平成29年度実績12回。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。 平成29年度実績 ほっとひといき子育てサロン：年12回実施、延人数279名 ほっとひといき子育て相談：年84回実施、延人数1,891名</p>	<p>一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。</p>
<p>地区内9施設との連携により、年間94回の開催を予定しています。引き続き、子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、今年度より臨床心理士が加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等対応していきます。</p>	<p>育児相談、保護者同士の交流を、芝浦港南地区内の児童施設等で94回実施し、5,394名が利用しました。</p>	<p>地区内9施設との連携により、年間90回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、平成29年度より臨床心理士も加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等に対応していきます。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	31 子育て王国基金の運営実施【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管
			基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。
		32 放課後等の居場所づくりの推進【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。	平成29年度は、総合支所が実施する地域事業に加え、待機児童解消策や子どもの未来応援施策など喫緊の課題に対応するため、12事業を基金充当事業としました。 ・麻布地区おもちゃライブラリー （麻布地区総合支所管理課） ・赤坂・青山SPORTS LIFE（赤坂地区総合支所協働推進課） ・高輪地区ほっとひととき子育て支援事業 （高輪地区総合支所区民課） ・芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト （芝浦港南地区総合支所区民課） ・出産・子育て応援メール配信事業 （子ども家庭支援センター） ・学習支援事業 （生活福祉調整課） ・緊急暫定学童クラブ （子ども家庭課） ・私立認可保育所等設置支援事業（子ども家庭課） ・地域型保育事業 （保育課） ・港区保育室事業 （保育課） ・産前・産後家事・育児支援事業 （子ども家庭支援センター） ・学びの未来応援施策 （教育委員会事務局指導室）	引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。
【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの定員の拡大を行います。	【子ども家庭課】 放課G0→クラブこうなん（定員40名）、白金台学童クラブ（定員60名）の新設（平成30年度）に向けて準備するとともに、3か所の学童クラブで定員を拡大（計62名）しました。	【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの定員の拡大を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 放課G0→クラブこうなん（定員40名）、白金台学童クラブ（定員60名）の新設（平成30年度）に向けて準備するとともに、3か所の学童クラブで定員を拡大（計62名）しました。		
【芝地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、新たに学童クラブを開室します。 放課G0→クラブあかばね 定員30名	【芝地区総合支所管理課】 学童クラブの定員を拡大し、学童クラブが、放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、より多くの利用者のニーズに応えることが出来ました。	【芝地区総合支所管理課】 学童クラブと学校で児童の様子等を共有できるように働きかけることによって、より連携を強化していきます。
《女性の活躍推進に関する取組》 新規学童クラブを設置し、育児しながら働く女性への子育て支援環境の整備に努めました。 放課G0→クラブあかばね 新規開設 定員30名		
【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。 放課G0→クラブこうがい 定員75名→100名	【麻布地区総合支所管理課】 放課G0→クラブこうがい 定員拡大を実施。	【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。
《女性の活躍推進に関する取組》 放課G0→クラブこうがい 定員拡大を実施（75名→100名）		
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域と連携、連絡を図ります。	【赤坂地区総合支所管理課】 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。		
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。	【高輪地区総合支所管理課】 学童クラブ 7クラブ 放課後児童（健全）育成事業 12クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ 緊急暫定学童クラブ事業 5クラブ で実施。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。
《女性の活躍推進に関する取組》 育児しながら働く女性を支援するため、待機児童問題の解消に向けた取組を実施し、白金台学童クラブの開設など、受入児童数の拡大をしました。		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】 児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。
	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】 所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
			34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】 小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
			35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】 15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。
			36 児童育成手当等の支給 【子ども家庭課】 育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
		37 母子生活支援施設入所実施 【子ども家庭課】 生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 子ども家庭支援部と協力し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、放課後等に児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保を行います。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 芝浦港南支所管内に緊急暫定学童クラブ1施設、放課GO→クラブ1施設を開設しました。それに伴い、安全安心な運営のために、大規模児童センターである港南子ども中高生プラザの学童クラブの定員を400名から320名に減らしました。また、既存の学童クラブの来所日を把握し、弾力的な受け入れをしました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況および小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 学童クラブの需要が多い港南地域に、学童クラブを1施設開設しました。また、平成30年4月開設に向け、放課GO→クラブここの開設準備を行いました。</p>		
<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図りました。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図りました。</p>		
<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>	<p>対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。 平成29年度末受給者数 1,331名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活に必要な援助を行います。</p>	<p>対象者に広く制度を周知し、ホームヘルパー活用によって自立が図れるよう支援を行いました。 利用実績 4,927件</p>	<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。</p>
<p>対象者をひとり親家庭だけでなく、区が定める所得基準に該当する世帯に拡大し、子ども未来応援事業のひとつとして、「親子ふれあい助成事業」を実施します。 多くの対象者に利用してもらうため、利用申請書を対象者に郵送します。</p>	<p>対象者をひとり親から、区が定める所得基準に該当する世帯に拡大し、名称も「親子ふれあい助成事業」に改め、実施しました。 助成券発行実績 9,037枚</p>	<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるように支援します。</p>
<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>	<p>対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成29年度末受給者数 1,498名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施します。</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス被害者を緊急的に避難させ、身体保護を図りました。(7件) また、母子生活支援施設の目的を達成して、地域で生活することとなった母子世帯に対するアフターフォローを継続し、安全で安心な生活が送れるよう支援しています。</p>	<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難を抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援【保健福祉課】	技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターにより提供していきます。
			42 障害者の就労自立支援【障害者福祉課】	障害者の自立を図ることを目的に、NPO法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行います。 また、定期的な督促状送付及び催告通知、債権状況把握のための調査により、適正な債権管理を行います。	適正な審査と円滑な事務処理のもと、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を行い、困窮状態にある女性及びその子の生活安定を図りました。 また、定期的な督促状送付と催告通知送付を行い、適正な債権管理に努めました。	引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成29年度末受給者数 1,023名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターやハローワーク、生活福祉部署等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行います。また、関係機関の連絡会等により、情報共有を図ります。	港区生活・就労支援センター、みなとジョブスポット、ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援しました。	引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの契約金額は、前年度比0.28%増で、717,052,326円でした。 就業延日人員は、前年度比0.6%減で、147,808名でした。 みなと*しごと55(アクティブシニア就業支援センター)の新規求職者数は886名、就職者数203名、就職率は22.9%でした。 港区シルバー人材センター、みなと*しごと55(アクティブシニア就業支援センター)に運営費、事業費の補助金を支出しました。	引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。
区内就労支援事業所のコーディネーターを行う就労支援員を配置し、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行い、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しをします。 また、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。	みなと障がい者福祉事業団を事務局として、定期的な就労支援ネットワーク会議の開催（全3回）に加え、平成28年度から開催している就労移行支援事業所連絡会の充実に努めました。また、事業団に区内就労支援事業所のコーディネーターを行う就労支援員を配置し、新たに共同受注窓口担当を設け、新たな仕事内容の開発や販路拡大に努め就労支援事業の充実に図りました。	区内就労支援事業所のコーディネーターを行う就労支援員を配置し、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行う共同受注のシステムを維持し継続することで、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しを行います。また一層、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。
【芝地区総合支所協働推進課】 よりすみやかに助成金の支出をし、高齢者が活動資金に不安を抱えず、生きがいを感じて暮らしていけるような活動助成をしていきます。	【芝地区総合支所協働推進課】 芝地区内15団体に対し、助成金を支出しました。	【芝地区総合支所協働推進課】 よりすみやかに助成金の支出をし、高齢者が活動資金に不安を抱えず、生きがいを感じて暮らしていけるような活動助成をしていきます。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいがづくりを支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 麻布地区内の老人クラブ9クラブのうち、女性会長は3名です。	【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいがづくりを支援します。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】
			高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
			44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】
			敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。
			45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】
			精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 6団体、1,908千円の助成をしています。 ・赤坂親和会（56名）：男性16名、女性40名 ・赤坂和合会（55名）：男性12名、女性43名 ・青山常盤会（62名）：男性3名、女性59名 ・青山富士見会（38名）：男性12名、女性26名 ・福寿会（41名）：男性15名、女性26名 ・青山あすなろクラブ（40名）：男性21名、女性19名 総計292名 会長は、男性3名、女性3名</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの応援を支援、育成に取り組みました。 ・団体数：8 ・女性会長：2名 (平成30年3月31日現在)</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいをづくりを支援します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 13団体に対し、4,045,500円を助成しました。 また、芝浦港南地区総合支所管内の老人クラブ同士の交流を深めるため、ポッチャ練習会及び大会、グランドゴルフ練習会を開催しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいをづくりを支援します。</p>
<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>	<p>【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一体となり、自主的な活動をする区内の51の老人クラブ及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。</p>	<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいをづくりを支援します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえさまざまな事業を実施していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえさまざまな事業を実施していきます。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図りました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、多くの人に利用される事業を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 アンケートを実施し、利用者の要望でアクアルームを使用した介護予防、健康づくり事業を増やしました。また、男性利用者向けのゴルフ教室などを展開し、利用促進に努めました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。</p>
<p>精神障害者地域活動支援センター登録者の増加を図ります。 区立施設として、課題の多い対象者の支援を中心に計画相談を実施するため、契約者数を大きく増加させる予定はありませんが、適切な訪問等を通じ、丁寧な支援を行います。</p>	<p>精神障害者地域活動支援センターの利用を通じて、社会参加・交流の機会を提供しました。 平成29年度実績 登録者227名（3月末時点） 昨年度より48名増加しました。 障害福祉サービス利用に際しての利用計画作成支援を通じて、社会復帰の支援を行いました。 平成29年度実績 計画相談支援契約者数70名（3月末時点）</p>	<p>利用者が安心して過ごせる環境を提供します。精神障害者地域活動支援センターでの活動を通じて得られた経験が社会復帰及び社会参加につながるよう支援します。計画相談事業を実施するため、適切な訪問等を通じ、丁寧な支援を行います。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】
			心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
			47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】
			介護予防総合センター（ラクっちゃん）を中核に、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立っています。
		48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
		49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携をとり、適切な支援を受けることができるように調整を行いました。</p> <p>平成29年度：家庭訪問数 296件 面接相談数 821件 電話相談数 630件 関係機関連絡 1,325件</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。</p> <p>平成29年度実績：225件</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、適切な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図りながら、保健師による家庭訪問を延べ352件実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>
<p>引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業を展開していくとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進していきます。</p>	<p>介護予防総合センターを中核機関とし、いきいきプラザ等とも連携をとりながら、介護予防事業の内容の充実を図るとともに、参加率が比較的低い男性高齢者の参加を促すためのイベントや、区民公開講座などを開催し、介護予防の周知に努めました。また、「長寿を祝う集い」や「区民まつり」等のイベントを通じて、みんなといきいき体操の普及啓発に取り組みしました。さらに、介護予防リーダーが企画・運営する「みんなの倶楽部」を年2回実施するなど、高齢者が健康で自立した生活を送れるよう支援を行いました。</p>	<p>引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進していきます。</p>
<p>利用者の要望を聞き取りながら、事業内容の充実を図ります。</p>	<p>通常のプログラムに加え、行事への参加などを行い、利用状況は増加傾向にあります。</p>	<p>身体機能・生活能力の維持・向上につながるよう、事業内容の充実が図れるように努めます。</p>
<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 さらに、4月から新たに生活支援体制整備事業を実施し、関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めています。サービスを必要としている人に、適切なサービス受給を行えるよう、総合事業との兼ね合いも考慮しながら事業について検討を行っています。 また、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを区内に3名配置し、地域資源やニーズの把握に努めるとともに、区全体と地域毎に生活支援体制推進会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図りました。</p>	<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築 【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体・関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
			51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
			52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。
	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実		53 介護保険制度の普及・啓発 【介護保険担当】	介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。
			54 介護人材の確保・支援 【介護保険担当】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
			55 施設入所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
			56 通所介護サービス等の充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。	高齢者の見守りに関する協定とあわせて、東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。 協定先事業者等にも出席してもらい、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会を実施することで、見守りに関する共通認識を高めました。	引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。
引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。	①高齢者支援者向け事例検討研修を実施し、対応能力の向上に努めました。 5回実施 78名参加 ②講座内容の充実を図り、介護家族の会の支援者育成の講座を実施しました。 講座1回（3日間） 45名参加	引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。
相談支援事業者や総合支所のケースワーカーと認定調査員、就労移行支援事業所等との連携を強化し、障害者の虐待の早期発見と早期対応に努め、障害者の自立と安全の確保、権利擁護を目指します。	障害者の虐待通報や相談に対して迅速に対応し、中でも虐待案件として継続的な支援が必要なケースについては、総合支所と連携し、長期的・継続的な支援を行っています。 障害者の虐待防止について、区民や施設職員に対して理解を深めるための講演会を開催し、周知啓発に努めました。	相談支援事業者や総合支所のケースワーカー、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護を目指します。
引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。	各種啓発・情報冊子の発行・協力による普及啓発を実施しました。 「あったかいね！介護保険」 10,000冊 「あんしん介護保険」 5,000部 「ハートページ」（フリーペーパー） 5,000冊 今後もあらゆる機会を捉え、介護保険法改正による新たなサービスも含め、介護サービスを安心して受けられるよう周知に努めます。	提供する内容についても検討を行いながら、引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。
引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。	資格取得の助成、福祉のしごと面接・相談会等の事業実施にあたり、広く人権に配慮し、介護人材の育成・確保に努めました。	引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携充実に努めるとともに、計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら進めていきます。	【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、充実に努めています。	【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実に努めるとともに、区内に計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら適切に進めていきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に通所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 今後も利用者の希望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、意見、要望等があった場合は速やかな対応に努めています。	【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム等に1週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。 (短期入所療養介護) 介護療養型医療施設等に1週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。 (ショートステイ(レスパイト保護)) 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に7日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。
			58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】	在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護者が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。
	5 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の長時間労働の見直しの促進	59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】	区民、特に現役世代の男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差を縮小するため啓発に努めます。
			1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60 男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>	<p>【高齢者支援課】 日常的に利用者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組みんでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。</p>	<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>
<p>【障害者福祉課】 利用者の要望を聞き取りながら、区内の利用施設との調整などを行い、緊急一時保護やレスパイトの充実を図ります。</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者の増加に対し、平成28年度に居室の増設工事を実施し、休日等の利用ができないという利用者の要望の解消に努めました。</p> <p>平成29年度実績 延べ利用日数：1,275日</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。</p>
<p>利用者の要望を聞き取りながら緊急時に対応できるよう区内の施設と調整していきます。</p>	<p>利用者の増加に対し、平成28年度に居室の増設工事を実施し、休日等の利用ができないという利用者の要望の解消に努めました。</p> <p>平成29年度実績 延べ利用日数：163日</p>	<p>利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。</p>
<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行いました。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布し、中小企業事業者に対しワーク・ライフ・バランス導入の啓発を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」や「仕事と家庭の両立支援事業」の申込時等に、冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を配布し、男性の長時間労働削減に向け、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p>		
<p>新規認定22社 更新企業5社 継続認定とあわせて計60社</p>	<p>【申請受付】 平成29年4月16日～6月30日 【新規申請】 11社 【新規認定数】 6社 【更新企業数】 3社 継続認定は41社</p>	<p>新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する3つの項目を追加し、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定された事業者の取組事例について、認定証交付式会場にて紹介したほか、広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボスシンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介したり、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対して、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>		
<p>助成事業でも継続して男性も参加可能な講座を実施する予定ですが、リーブラ主催講座では、家事・育児に関わる男性の心理面での変化を意識した講座や、男らしさの縛りに苦しむ男性の思いを男性学の視点から解きほぐす講座など幅広い視点で実施します。</p>	<p>出産を控えた妻を持つ男性（プレパパ）、育児期の男性（パパ）、男性一般を対象に計4つの講座を実施しました。プレパパ講座では、先輩夫婦からの子育てに対する理解と心がまえを、育児期の男性には世間や妻からイクメンであることを求められながらそれを仕事と家庭の狭間で悩む男性たちに対する意識付けの講座として株式会社博報堂と共催した赤点パパ講座、お菓子を好む男性（スイーツ男子）への料理講座の実施など多彩な方法で講座を実施しました。どれも満足度が高く、現在の区内男性のニーズや意向がうかがえる事業成果を残すことができました。</p>	<p>年代を問わず、男性であるがゆえに直面する悩みや社会の課題を連続講座で実施します。男性が1人でも気軽に参加できるようにするために、申し込み方法等について工夫します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・出産を控えた妻を持つ男性（プレパパ）、育児期の男性（パパ）、男性一般を対象に計4つの講座を実施しました。プレパパ講座では、先輩夫婦からの子育てに対する理解と心がまえを、育児の男性には世間や妻からイクメンであることを求められながらそれを仕事と家庭の狭間で悩む男性たちに対する意識付けの講座として株式会社博報堂と共催した赤点パパ講座、お菓子を好む男性（スイーツ男子）への料理講座の実施など多彩な方法で講座を実施しました。どれも満足度が高く、現在の区内男性のニーズや意向がうかがえる事業成果を残すことができました。 ・8件の企業向け出前講座のうち、2件がハラスメント予防に関するものでした。特に、パワーハラスメントと業務上の指導の境界線について現場管理職が直面する悩みや戸惑いを解消したいとの声が多く、特定社会保険労務士を講師として開催することで、日常の業務における関係性を重視することの大切さを、管理職向けに実施しました。また、2件のうち1件では代表取締役が同席し、講座冒頭で研修実施の意義を説明するなど、トップの意思表明により参加社員に会社の方針であることを意識付けました。</p>		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・ バランスを推進する	5 男性の家庭・ 地域への参加 促進	2 男性の家庭・ 地域への参加 のための支援 【責任項目2】	61 男性の育児休業・介護休業へ の取組の支援 【人権・男女平等参画担当】 「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、 男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を 創設し、中小企業における男性従業員の育児 参加を促進し、介護による離職の防止を図り ます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は28件（前年度27件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をHPで紹介しています。</p>		

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向

事業名

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
責任項目3

62 審議会等委員の女性参画の推進
63 性別にかかわらず参加できる工夫

2 女性のエンパワーメント支援

64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援
65 女性のネットワークづくりの推進

3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

66 男女平等参画推進の取組への働きかけ

課題2 働く場における男女平等参画の推進

1 女性の就労支援
責任項目4

67 女性の就職・再就職支援
68 女性の起業支援《新規》

2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲）
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）

3 在勤者への働きかけ

69 在勤者向け講座・講演会の開催
70 在勤者への雇用関係情報の提供

課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進

71 区民参画による地域事業等の推進
72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進
73 チャレンジコミュニティ大学の充実

2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進

74 平和関連事業の充実
75 国際理解教育の充実
76 国際化の推進

3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進

77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》
78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備
79 区施設への授乳コーナー等の整備
80 バリアのないまちづくりの情報提供

4 防災分野における男女平等参画の推進

81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》
82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》

5 環境分野における男女平等参画の推進

83 男女ともに参画する環境学習の推進《新規》

課題4 教育の場における男女平等参画の推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進
責任項目5

84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》
86 学校教育における男女平等教育の推進
87 ふれあい体験の充実
88 性教育の推進
89 生活力を身につける教育の実践
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成
91 私立学校への働きかけ

2 生涯学習における男女平等参画の推進

92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介
93 男女平等参画講座等の実施

課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

94 性別役割分担意識解消のための啓発
95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営
97 各種相談の連携・連絡調整
98 人権身の上相談等の実施

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】 63 性別にかかわらず参加できる工夫 【審議会担当課】	これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。 審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるよう夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
		2 女性のエンパワメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】 65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。 男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。	女性委員の割合 平成30年4月1日現在 35.0% 女性委員のいない審議会 6	審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。
委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。	委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育付、夜間開催等、参加しやすい工夫をしました。	委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。
女性活躍を推進するためには、より若い年代の女性を対象に、早めに啓発していくことが重要だという考えが広がっています。平成29年度は、若年女性に特化したエンパワメント講座を連続で開催します。	平成29年度は4つの講座を実施しました。3回連続講座とした女性リーダー・管理職チャレンジ講座では、社会情勢の理解、戦略の描き方、マネジメントのための思考フレームワークなどを、リーダーシップ論も交えて講演いただき、8割超の評価をいただきました。女性対象の政治経済講座では、政治経済分野への関心を高める目的で開催し、定員(32名)を超える申込(41名)と、75%の満足度を達成しました。若年世代向けに開催した「ガールズのための未来ワークショップ」も、5回講座で10代後半の女性が延べ70名参加し、満足度も平均して9割超となりました。	女性の活躍を支援・後押しする方法には、さまざまな形があります。また、対象の年齢層により求められる内容も異なるため、その違いを念頭に平成30年度も事業を組み立てます。労働市場の好転も念頭に、再就職支援講座を区の別部署が実施することから、非正規社員向けのキャリアアップ講座に切り替えるなどの対応も行います。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>4つの講座を実施しました。3回連続講座とした女性リーダー・管理職チャレンジ講座では、社会情勢の理解、戦略の描き方、マネジメントのための思考フレームワークなどを、リーダーシップ論も交えて講演いただき、8割超の評価をいただきました。女性対象の政治経済講座では、政治経済分野への関心を高める目的で開催し、定員(32名)を超える申込(41名)と、75%の満足度を達成しました。若年世代向けに開催した「ガールズのための未来ワークショップ」も、5回講座で10代後半の女性が延べ70名参加し、満足度も平均して9割超となりました。</p>		
今年度も利用者懇談会を年2回開催します。引き続き、「学ぼう！男女平等」を通じて、利用者同士の交流、男女平等参画推進のための学習機会とします。また、自分たちの活動と男女平等との関係性についての理解を促すための支援を行います。	利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と、男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行うなど、団体同士の認知を広げるとともに、男女平等が生活に身近なものであることを考えていただく機会となりました。	今年度も利用者懇談会を年2回開催します(5月と10月)。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>利用者懇談会を2回開催(5月・10月)しました。利用者懇談会の「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と、男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行うなど、団体同士の認知を広げるとともに、男女平等が生活に身近なものであることを考えていただく機会となりました。</p>		
今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うほか、認定企業のPRや連携等を可能な限り実施します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、このパンフレットを区内企業に周知する際に、あわせてリーブラの企業向け出前講座も盛り込むことで、事業所との連携を図りました。出前講座では、大手上場企業から女性活躍推進のための研修依頼も入るなど、横断的な取組が事業の実施に結びついてきています。	今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、このパンフレットを区内企業に周知する際に、あわせてリーブラの企業向け出前講座も盛り込むことで、事業所との連携を図りました。出前講座では、大手上場企業から女性活躍推進のための研修依頼も入るなど、横断的な取組が事業の実施に結びついてきています。</p>		

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】	再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】	女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。
	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。	
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も同様の事業を開催します。関係部署と連絡を取り合いながら、参加者を増やすために積極的にPRしていきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 女性の就労支援につながる講座として、昨年度に引き続いて、産業振興課・ハローワーク品川との共催事業として再就職支援講座を全5回開催しました。全5回のうち、50代からの女性向け再就職プランニングと題した講座では25名ほどの参加がある一方で、それ以外の回が10名を下回る結果となりました。また、大学生を対象としたジェンダー講座では、働くとはどういうことか、そこにジェンダーの視点を取り入れた内容で全3回の連続講座として実施し、延べ17名全員から高い評価が得られました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も産業振興課・ハローワーク品川との共催事業として再就職支援講座を実施します。さらに、リーブラの主催講座では、就労継続支援を目的とした非正規女性のキャリアアップ講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 産業振興課とハローワーク品川との共催による、女性向けの再就職支援の講座を10月に開催しました。特に、40～50代の女性が参加しやすいテーマを取り上げた回では、ターゲットとした年代層の女性が数多く参加していました。</p>		
<p>【産業振興課】 10月にセミナーを5回実施。面接会を1回実施し女性の再就職を支援します。</p>	<p>【産業振興課】 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に、「育児と仕事の両立」や「履歴書の書き方とポイント」等をテーマに、5回の就職支援セミナーを実施しました（10月）。セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会も実施しました。</p>	<p>【産業振興課】 よりニーズの高いテーマを検討し、実効性のあるセミナーと就職面接会を実施することで、女性の再就職を支援します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に、「育児と仕事の両立」や「履歴書の書き方とポイント」等をテーマに、5回の就職支援セミナーを実施しました。セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会も実施しました。</p>		
<p>起業に向けた動きや計画の具体性に差があったため、入門編と応用編の2講座に分けて、それぞれ連続講座として実施します。</p>	<p>女性向け起業講座は、平成28年度のアンケート結果をもとに、平成29年度は入門編・応用編の2部構成でそれぞれを2回ずつ計4回開催しました。入門編の1回目の参加は多かったものの、より現実的かつ実践的な内容を盛り込むことで参加者は減りましたが、本当に起業したいという強い意志を持った女性が残りました。参加人数は20名弱でしたが、全ての回で満足度が9割前後を記録するなど、意欲ある人の気持ちを満たす講座を実施できました。</p>	<p>今年度も女性対象の起業講座を開催します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 6月と9月に開催した起業向け講座のほか、2月にはソーシャルビジネスの分野で港区内で起業した女性を招いた講座を開催しました。社会貢献や、社会課題の解決を目的とした起業を考える女性も多く（定員：20名、申込：40名、出席：30名）参加しました。</p>		
<p>新規認定22社 更新企業5社 継続認定とあわせて計60社</p>	<p>【申請受付】 平成29年4月16日～6月30日 【新規申請】 11社 【新規認定数】 6社 【更新企業数】 3社 継続認定は41社</p>	<p>新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の新規申請時に提出いただく書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する3つの項目を追加し、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定された事業者の取組事例について、認定証交付式会場にて紹介したほか、広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。企業向け出前講座やワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボスシンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の取組を紹介したり、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対して、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。</p>		
<p>【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>	<p>【契約管財課】 平成27年度まで試行運用していた工事請負契約における特別簡易型総合評価方式を平成28年4月1日から本格実施し、平成29年度は本格実施後2年目でした。対象となる平成29年度の契約件数は21件で、平成28年度の13件よりも増加しています。 また、入札・契約制度の整備により、平成28年4月1日から導入している特別簡易型総合評価方式を適用した長期継続契約の業務委託契約の件数は、平成29年度は12件でした（平成28年度の契約件数は19件）。</p>	<p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。 女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者及びその他事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレット送付等の周知を行い、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット、広報紙、区ホームページ等で周知し、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローワーク品川にも協力いただき、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。</p>		
<p>【産業振興課】 引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等の中で多様な働き方について周知します。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワーク品川と共催で開催している、複数の区内企業が参加する就職面接会の場で、労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを2回実施しました（11月、2月）。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会も実施しました。 ・仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談等の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 ・仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることを意識させるとともに、出前相談等の際に、業職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ・ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を生かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は、6件を目標に実施します。また、平成28年度の実績を踏まえて、LGBT理解促進を新たな研修テーマとして取り入れ、提供可能な研修テーマを7つとしました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座は8件実施しました。同事業では、合計7つのテーマを揃えています。ワーク・ライフ・バランスが3件、ハラスメント予防が2件となり複数社に実施しました。メンタルヘルス、介護と仕事の両立、女性活躍が1件ずつの実施でした。働き方改革の流れでWLB研修が、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに関連してハラスメント予防への関心が高いことが推察されます。全8回の研修の結果では、7割程度の満足度にとどまる回もあった一方で、4件については9割（うち1件は100%）の満足度という高い評価を頂きました。区内企業における男女平等参画の推進に寄与したと思われます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向けの出前講座は、6～8件を目標に実施します。平成29年度と同じテーマ（7種）での実施を前提としますが、企業経営の課題として、今後取り組むべきダイバーシティ&インクルージョンなどへの希望にも柔軟に対応していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&イクボスシンポジウムでは、企業の取組事例を紹介し、常勤、非常勤、短時間勤務、パートなどさまざまな勤務形態の社員に対して、雇用環境の整備の必要などの支援について確認しました。 ・企業向け出前講座を通じて、年間8件実施のうち、2件がワーク・ライフ・バランス、1件が女性活躍推進に関する講座でした。特にワーク・ライフ・バランス講座では、男性中心社会で成立してきた業務の進め方に女性や若い世代があわせるやり方では働き方改革などの時代の流れに乗っていけないことを特に管理職を対象とした回では講師に発信してもらうように事前打合せの段階からの念入りな打合せを行いました。 ・前記のとおり、企業向け出前講座での情報発信はもちろんのこと、リーブラで開催した区民向けの事業においても、働き方改革と労働者の意欲（モチベーション）に焦点をあてた講座を行いました。長時間労働を減らしていくことの重要性は社会的要請としてありますが、その一方でただ勤務時間を物理的に短くするだけでなく心理的負担が増すだけです。そこで、こうしたことを実現するために必要な意欲や、実現した後の生活や生き方をイメージできることの大切さを伝える講座を開催しました。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式において、テレワークやフレックスタイム制度等の各事業者の取組を紹介し周知するだけでなく、企業トップの意識改革が必要なことを周知しました。また、仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えるための各事業者の取組を紹介しました。 ・企業向けの出前講座8件のうち、1件が介護と仕事の両立に関するものでした。経営者層と社内におけるダイバーシティ推進部門の社員が、関東圏内の支店等から集まる研修会として実施しました。制度、サービスの多様性、それを土台にした時間の使い方の選択肢を広げることができること、さらには家族のことではあるけれども、家庭の中だけですべて完了させようという心がないことへの心がけなど環境整備につながる情報発信を行いました。 		

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】
		3 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】
			70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】
			労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。
			関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
			就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対し、労働者の権利に関わる関係法規の周知を進め、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解の浸透を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法2017」を3,000部作成し、各地区総合支所等関連施設や近隣のJR及び地下鉄の駅、ハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送し、幅広く周知を行いました。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法2017」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイト制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図ります。男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）で広く周知しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月15日～23日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 ・男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 ・憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は28件（前年度27件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。 		
<p>平成28年度事業の実績を踏まえ、特に、参加者が多かった「女性リーダー養成講座」や、「ダイバーシティの理解促進講座」を開催します。また、ガンなどの病気の治療と仕事の両立を意識した講座も開催し、両立支援につながる事業も実施します。</p>	<p>7月に女性リーダー・管理職養成講座を、9月にダイバーシティ&インクルージョン講座を開催しました。2月にはガン治療と仕事の両立についての講座を開催するとともに、男女平等参画情報誌「オアシス」の54号では特集記事として取り上げました。</p>	<p>女性活躍推進は引き続き求められているとともに、ダイバーシティ&インクルージョンについても企業規模に関係なく取組が求められる時代です。区内企業から取組事例や、成功・失敗の経験談を聞きたいとの意向もあることから、こうした声を踏まえた形での事業を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園入園や小学校入学という子どもの生活時間の変化にあわせて訪れるさまざまな変化を、家族全員で受け止めるために、9月に「保育園入園準備講座」、10月に「小1の壁を乗り越える講座」を実施しました。夫婦での参加も多くありました。また、5月に「育休復帰支援講座」も実施するなど、男性側の意識改革が女性の活躍支援につながる点を発信しました。 ・主に、企業の経営者や管理職、人事担当者向けに、11月に「イクボスシンポジウム」を実施しました。すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の女性管理職から、先進的な自社の取組事例や女性管理職についての心構えなどを伺いました。 		
<p>女性向けの起業講座を2回に分け、合計4コマ分開催します。港区で起業した先輩女性起業家を招聘し、理論やノウハウだけでなく、港区で起業することの意義やメリット、工夫すべき点など実態に即した内容を実施します。</p>	<p>女性向け起業講座は、非常に高い評価を頂きました。理想を現実に近づけるには、4回程度の回数を経る必要性があります。この過程で参加者同士が知り合い、互いを刺激し合えることができてくれば、リーブラの利用団体となる成果もあり、女性のネットワーク構築の効果が生まれました。</p>	<p>平成29年度の経験から、夢や希望を描けていながら、その具体的な方法がわからない人が多くいることから、その夢や希望を具体化できるような内容の講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>6月と9月に女性対象の起業講座を開催しました。6月は入門編、9月は応用編の構成としました。両方の講座に参加した女性も多く、出店業態や得意分野が異なりながらも起業に向けた思いは同じである人同士が、連続講座である本企画を通じて女性のネットワークを構築していく様子がみとれました。講座の前後で、ランチ会や交流会を設けたことがこうしたネットワークの構築につながったものと思われます。</p>		

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】 地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。
			72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】 講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
			73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】 高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。なお、この事業は明治学院大学内で実施します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織「芝会議」及び地域情報誌について、広報みなど、地域情報誌及び区ホームページに公募記事を掲載し、広く参加を呼びかけました。活動希望者は受け入れることとし、選考等は設けていません。</p> <p>芝会議メンバー：男性28名、女性25名 地域情報誌編集委員：男性5名、女性9名</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p>
<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 区民参画組織麻布を語る会においては、委員の延べ人数55名に対し、36名（約65%）が女性です（平成30年3月31日現在）。</p> <p>女性委員分科会別内訳： ・地域情報の発信分科会 19名中15名 ・麻布未来写真館分科会 14名中8名 ・麻布地区政策分科会 22名中13名</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性16名、女性32名が参画しました。</p> <p>・地域情報の発信・交流分科会：男性0名、女性7名 ・地域の魅力発見分科会：男性5名、女性9名 ・いきがいつくり推進分科会：男性5名、女性11名 ・地区版計画推進分科会：男性6名、女性5名</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。</p> <p>・地域情報紙グループ 20名（男性7名、女性13名） ・高輪今昔物語 17名（男性10名、女性7名） ・高輪みどりを育むプロジェクト 20名（男性3名、女性17名） ・地域事業進捗支援グループ 21名（男性15名、女性6名） ○合計 78名（男性35名、女性43名）</p> <p>また、一時保育についても参加者の希望に応じて実施し、延べ1名が利用しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮しました。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参加できるよう工夫しました。</p> <p>・水辺のまち魅力アップ分科会 19名（女性11名、男性8名） ・みどりのあるまちづくり分科会 6名（女性5名、男性1名） ・べいあっぷ編集部 9名（女性4名、男性5名）</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>
<p>子育て世帯の増加や、大使館の多さなど地域的な特徴に加えて、同じテーマであっても世代で異なる詳しい内容や課題の違いを意識し、世代別に分けて講座を開催するなど、区民ニーズに沿った講座の運営を行います。</p>	<p>過去の実施事業での成果をもとに、女性対象の起業講座では、入門編と応用編を2回ずつ合計4回実施しました。また、女性対象の離婚講座では参加者の年代により学びたい、知りたいとされる内容が大きく異なることから、子育て世代と高齢世代に分けて開催するなど、さまざまな世代の人が参加できるよう構成を工夫しました。</p>	<p>前年度の実績をもとに、連続講座として実施してきたテーマの改善を行いません。女性と子育てに関してさまざまな観点から学び、考える講座を春と秋に分けて実施します。男性向けの講座のニーズも高まっていることから、連続講座として実施することで地域における男性のネットワーク構築につなげます。</p>
<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>	<p>平成29年度は60名（男性19名、女性41名）が受講しました。修了生は、大学の講座を通じて習得した知識や今までの経験を活かし、区民参画組織の委員や民生・児童委員として地域コミュニティの育成に積極的に活躍しています。</p>	<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】
			平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。
			75 国際理解教育の充実 【指導室】
		76 国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】	国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平和青年団事業、平和展、巡回平和メッセージ展等の平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p>
<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月27日予定(三田) ・平和をテーマとした特設展示開催(三田) (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」テーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月20日 「マルタ島攻防戦」 ・平和朗読会 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (高輪図書館) ・平和映画会 8月18日「ベトナム」 ・平和展示 7月21日～9月18日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月9日予定 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 8月12日「山河遥かなり」 ・平和テーマに資料特別展示 8月1日～8月16日</p>	<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 8月15日「未決・沖縄戦」 ・特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 8月27日「潜水戦隊帰投せず」 平和をテーマとした特設展示開催(三田) 7月21日～9月20日 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 8月6日「あの日、僕らは戦場で少年兵の告白」 ・「原爆から蘇ったヒロシマの木」をテーマとしたパネル展と被爆樹を中心とした資料の特設展示 8月8日～8月16日 ・「平和」テーマに資料の特設展示 7月21日～8月31日 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月20日「マルタ島攻防戦」 ・平和朗読コンサート 8月13日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月21日～8月16日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月18日「ベトナム」 ・平和展示 7月21日～9月18日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月9日「ガラスのうさぎ」 ・平和に関する本の展示の開催 7月24日～8月15日 (港南図書館) ・平和映画会 8月12日「山河遥かなり」 ・平和テーマに資料特別展示 8月1日～8月16日</p>	<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 平和をテーマとした特設展示開催(三田) (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」テーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月19日「自由への闘い」 ・平和をテーマにした講座「ハンナのかばん」 8月12日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月20日～8月15日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月17日 「ノー・マンズ・ランド」 ・「平和」をテーマに資料の展示 7月20日～9月17日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月9日「ウミガメと少年」 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 ・平和をテーマに資料特別展示</p>
<p>国際科検討委員会において、次期学習指導要領の小学校高学年英語科の在り方について、協議するとともに、国際科カリキュラムの改訂作業を行います。</p>	<p>英語教育推進リーダーによる国際科の授業の巡回を行い、区立小学校の国際科授業について指導・助言を行うことで、小学校教諭の英語指導力の向上を図りました。 国際科検討委員会において、次期学習指導要領の小学校高学年英語科の在り方について、協議するとともに、国際科カリキュラムを改訂しました。</p>	<p>国際科検討委員会において、新国際科カリキュラムにあわせ、区独自教材の改訂作業を行います。</p>
<p>新たに選定した委員構成で、会議を実施します。平成29年度は、国際化推進プラン改定のため、会議は3回開催する予定です。</p>	<p>港区国際化推進アドバイザー会議を3回開催し、区の国際化に関する幅広い意見を踏まえ、港区国際化推進プランの改定を行いました。</p>	<p>港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺います。また、平成31年度～32年度任期の港区国際化推進アドバイザー委員の選定を行います。選定にあたっては、国籍、性別、年代及び地区のバランスに配慮します。</p> <p>予定：日本人委員6名 (うち1名は座長) 外国人委員5名 ※男性委員：6名 (うち1名は座長) 女性委員：5名</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【交通対策担当】 旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。
		78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】	地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
		79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。	「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認しました。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行いました。	「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。
子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に本村公園の整備工事を行うため、公園の擁壁改修や基盤整備のための設計を行います。	平成31年度に本村公園の整備工事を行うため、公園の擁壁改修や基盤整備のための調査業務を実施しました。その他、西久保巴町児童遊園を整備し、入口を階段からスロープにするなどバリアフリー化を行い、子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える児童遊園の整備を実施しました。	子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に豊岡町児童遊園の整備工事を行うため、公園の実設計を行います。
【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。	【芝地区総合支所管理課】 改修・改築は特にありませんでした。	【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【麻布地区総合支所管理課】 改修・改築は特にありませんでした。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。	【赤坂地区総合支所管理課】 2階、3階に設置している施設の適切な維持管理に努めました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。	【高輪地区総合支所管理課】 改修・改築は特にありませんでした。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 授乳スペース及びベビーベッド、キッズコーナーを設置済です。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。
【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。	【地域振興課】 ・大平台みなと荘 授乳スペース(客室で対応)、保育スペース設置済、ベビーベッド設置済 ・やすらぎ会館 授乳スペース(家族控室で対応)、ベビーベッド設置済 ・北青山コミュニティ施設 (施設は東京都から使用許可、会議室で対応)	【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。
【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また平成33年度に開設を予定している(仮称)港区立産業振興センター整備にあたってこれら設備を積極的に配置してまいります。	【産業振興課】 港勤労福祉会館では、スペース等の関係で授乳コーナーの設置が困難なため、休憩室等で代用しています。また、商工会館では、平成27年10月から仮設施設による運営を行っており、現状、面積上の制約からベビーベッドやベビーチェアの設置が困難な状況です。(仮称)産業振興センターについては、平成29年度に実施設計業務を完了しています。	【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また、平成33年度に開設を予定している(仮称)産業振興センター整備にあたって、これら整備を積極的に配置していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【高齢者支援課】 平成29年度は改修・改築はありませんでした。	【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるように、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【障害者福祉課】 障害保健福祉センターでは、申し出があった場合には、空き室を授乳スペースとして利用可能です。あいはと・みなとは、乳児を伴っての利用実績はありませんでした。発達支援センター相談室では、申し出があった場合には、空き部屋を授乳スペースとして利用可能です。</p>	<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検を行い維持管理の徹底を継続します。</p>	<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検を行い維持管理の徹底ができました。</p>	<p>【生活衛生課】 引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検を行い維持管理の徹底を継続します。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センター及び子育てひろば（12か所）において、設置されている授乳コーナーやトイレへのベビーチェア・ベビーベッド等の管理を行いました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【住宅課】 平成29年6月末竣工後、適切な運用・管理を行います。</p>	<p>【住宅課】 平成29年6月末にシティハイツ六本木等複合施設が竣工しました。以下の施設に整備し、運用・管理を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民協働スペース：授乳コーナー、ベビーチェア・ベビーベッド ・シティハイツ六本木集会所：ベビーチェア・ベビーベッド ・サービス付き高齢者向け住宅及び障害者グループホームのエントランス：ベビーチェア・ベビーベッド <p>シティハイツ高浜については基本設計に着手しました。</p>	<p>【住宅課】 シティハイツ高浜については、基本設計の策定を進める中で検討します。</p>
<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>	<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを実施しました。</p>	<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>
<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 改修・改築の予定はありませんが、今後、改修時にあわせて検討していきます。</p>	<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 平成29年度は施設の改修・改築はありませんでした。</p>	<p>【みなとリサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。</p>
<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>	<p>【施設課】 「ゆかしの杜」にベビーチェア20台及びベビーシート4台、また、「シティハイツ六本木」にベビーチェア3台及びベビーベッド3台を設置しました。</p>	<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、毎週月曜日の保育室の開放と、「絵本の森」事業を開催します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平成29年度も「絵本の森」は奇数月の月末に開催し、年6回の実施となりました。地域での口コミにより参加者も増えており、年間で120名を超える親子が来館しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 特に、高層マンションなどの新興住宅が増える芝浦港南地区にあって、地域の縁をつむぎだせる機能としての役割も担いはじめているこの事業を継続して実施します。</p>
<p>【契約管財課】 トイレの全面改修にあわせ、ベビーキープ、おむつ交換台を設置します。ベビー休憩室を南側フロアの改修後に移設します。ベビーベッドについては、だれでもトイレにおむつ交換台を設置しましたので、だれでもトイレ以外の設置場所を検討します。なお、7階子ども家庭課、11階食堂に簡易型ベビーベッドを配置します。</p>	<p>【契約管財課】 行政棟トイレは11階から1階まで全面改修が終了し、ベビーキープ、おむつ交換台を設置しました。南側フロアの改修が完了しましたので、ベビー休憩室を南側フロアに戻しました。ベビーベッドは2階、9階に設置しました。子ども家庭支援部、食堂に簡易型ベビーベッドを設置しました。</p>	<p>【契約管財課】 議会棟トイレの全面改修にあわせ、ベビーキープ等を設置する予定です。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
			80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。
	4 防災分野における男女平等参画の推進	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
			5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
【生涯学習推進課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【生涯学習推進課】 改修・改築は特にありませんでした。	【生涯学習スポーツ振興課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
【図書・文化財課】 トイレ等のベビーチェア・ベビーベッドについては、設置されていないものは、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。	【図書・文化財課】 平成29年度中の改修はありませんでした。授乳コーナーについては、専用スペースとして設置されていない場合、代用可能な場所を案内しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、管内の適当な場所を一時保育会場として利用しています。	【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。
リニューアルした港区バリアフリーマップを多くの人に活用していただけるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。	高齢者、障害者、乳幼児と同行する人等誰もが安心して外出できるよう区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめた「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページに掲載し、随時更新することで周知を図りました。	引き続き、港区バリアフリーマップを多くの人に活用していただけるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。
【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、女性の関心を集める内容を企画し、地域の防災訓練等への参加を促すとともに、さまざまな機会において災害時における女性の視点の重要性について意識啓発を行っていきます。	【芝地区総合支所協働推進課】 平成29年度の総合防災訓練では、子育て世帯が用意しておくべき備蓄品の啓発や、日用品を災害時に役立てる方法を周知し、また、親子連れに向けた防災ブースを新たに出版するなどの工夫により、150名以上の訓練参加者の増加及び参加者層の拡大を実現しました。	【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、女性の関心を集める内容を企画し、地域の防災訓練等への参加を促すとともに、さまざまな機会において災害時における女性の視点の重要性について意識啓発を行っていきます。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織の活動を支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 ・各地域防災協議会が避難所運営マニュアルを改訂する際、女性の視点を取り入れたマニュアルとなるようアドバイスするなど、支援を行いました。 ・各地域防災協議会に、避難所女性用トイレが各避難所の防災倉庫にあることを周知し、訓練で活用してもらうよう呼びかけました。 ・麻布地区内の防災組織が一堂に集まる港区総合防災訓練（麻布会場）において、避難所女性用トイレの展示を行う等の啓発活動を行いました。	【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織活動を支援します。また、東京都が発行した東京くらし防災を配布し、積極的な活用を呼びかける等の啓発活動もしています。
【赤坂地区総合支所協働推進課】 災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制が構築できるよう、避難所運営マニュアルの見直しを行っていきます。また、引き続き、地域の防災訓練において、女性が参加しやすい体制を検討していきます。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 地域防災協議会主催の避難所運営訓練では、女性に配慮した役割分担とする等、女性が参加しやすい体制を検討し実施しました。また、防災訓練では女性用下着セットの展示ブースの設置、乳幼児向けブース等、女性が参加しやすい取組を実施しました。	【赤坂地区総合支所協働推進課】 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制が構築できるよう、避難所運営マニュアルの見直しを行っていきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討していきます。
【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。	【高輪地区総合支所協働推進課】 各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所でのプライバシー確保などの意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で模擬避難所開設訓練を行う際に生かせるよう意識し、物資の準備等実践しました。	【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 港区総合防災訓練においては、芝浦港南地区で開催される芝浦・港南・台会場において、女性の視点に配慮した防災対策と題し、女性専用トイレ・プライベートルーム等を展示し、普及啓発をしました。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。
港区地域防災計画修正に伴う、各種計画・マニュアルの策定や修正にあたり、女性、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児など様々な特性、年代の人々に配慮します。	防災対策については、アレルギーフリーの食料やハラル食品など誰でも食べることができるものを備蓄しました。今後も女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。	引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	5 環境分野における男女平等参画の推進	83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	
	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	多様な属性や世代の区民が参加できる環境学習事業を実施します。
			85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出せる子育て講座等を実施します。
			86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
			87 ふれあい体験の充実 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
			88 性教育の推進 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の幼児、児童生徒に提供します。
			89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
			90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的な生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。
		90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。	区主催の緑のカーテン講習会及び家庭向け省エネセミナーにおいて、複数回開催するうちの一部で一時保育を実施し、また、土・日曜日の開催も設けました。エコプラザ主催事業は、多数の講座を土・日曜日に開催し、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しました。また、一時保育付きの講座を一部設けました。	区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。
平成28年度の実績を踏まえ、今年度も同様の切り口で講座を開催します。	平成29年度は、幼稚園・保育園向けの出前講座の開催依頼はなかったものの、子育てに関わる講座（保育園入園準備講座、小1の壁を家族で乗り越えるなど）では、親の立場から子の成長を促し、性別による縛りや制限をかけないことの大切さなどについての話も盛り込まれるなど、折にふれて男女平等参画について発信することはできました。	今年度も同様の切り口で講座を開催します。
【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をすると共に、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。	【保育課】 計画通り、部門研修を全19回実施しました。研修には、区立園・港区保育室・私立園・認証保育所の職員が参加しました。また、参加職員には、各施設でフィードバックすることを周知しました。参加できなかった職員へは研究資料を配布することで保育の質の向上を図っています。	【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をするとともに、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。
【指導室】 継続して、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切に教育の推進に努めます。	【指導室】 各幼稚園においては、幼稚園教育要領・人権教育プログラムに基づき、指導内容や指導方法について改善、充実を図りました。	【教育指導課】 継続して、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切に教育の推進に努めます。
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。	各学校においては、人権尊重の精神に基づき、教育活動全体を通して、指導内容や方法について改善、充実を図りました。	継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。
継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。	区内全幼稚園・小中学校において、中学校区を単位として幼稚園と小中学校が連携した教育を教育課程に位置付けて推進しています。中学生による園児への保育実習や園児の小学校運動会への参加、避難訓練の合同実施などの交流を通して、ふれあい体験活動の充実を図りました。	継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。
継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。	各区立小中学校が体育・保健体育等の年間指導計画に位置付け、発達段階に応じて性に関する基礎的、基本的な知識について保健領域において指導しました。また、全教育活動において、発達段階に応じて性に関する内容を取り上げ、思いやりの心を育みました。区研究奨励校として港南中が性教育と関連した発表を行いました。	継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。
継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。	小学校就学前の幼少期から発達段階に応じて、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立に向けて指導しています。小学校入学後は、生活科の授業等で、自分の生活を振り返り、実感させる機会を設けるほか、家庭科の授業ではより良い家庭生活について主体的に考えさせる機会を設けています。	継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。
継続して、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。	人権研修会（3回）や人権教育推進委員会（3回）、職層に応じた研修における講演や事例研究を通して、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図りました。	継続して、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。
		2 生涯学習における男女平等参画の推進	92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々な工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。
5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。	
		95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内私立小・中学校に人権啓発冊子「大切なこと」を各5部送付しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p>
<p>【庶務課】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>	<p>【庶務課】 東京都生活文化局私学部私学行政課から依頼があった、人権教育に関する研修の実施等の通知について、各私立幼稚園に周知を図りました。</p>	<p>【教育長室】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>
<p>男女平等参画情報誌「オアシス」では、継続して購入した所蔵資料の紹介及び協力者によるブックレビューを掲載します。また、図書資料室では、特設コーナーを活用して毎月特定のテーマに関わる書籍を紹介し、また、映像資料を使った定期的な無料の映画上映会「シアターリーブラ」を開催します。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回、発行しました。特に、SOGIハラスメントを取り上げた53号については在庫僅少となるほど区民の関心をひきつけることにつながりました。図書資料室では特集コーナーを毎月更新し、発信情報を定期的に新しいものできるように取り組みました。シアターリーブラは、上映作品の内容と、鑑賞に求められるであろう年代層を意識しながら上映時間を設定するなど工夫を施したことで、全6回の平均来場者数は100名を超えるほどになりました。</p>	<p>今年度も男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回発行します。図書資料室の特集棚は毎月更新、そしてシアターリーブラも2か月に1回の上映として、身近な素材から男女平等に触れてもらえるように事業を実施します。</p>
<p>外国人向け防災講座は、国際化推進担当にて実施されることになったので、日本人向けの防災講座を行います。また、生涯未婚者の講座は年代を区切らずに、60歳以上の高齢の時期を単身者として過ごすことへの備えや理解を促すものとして実施します。</p>	<p>日本人向け防災講座は、女性向け情報誌の編集者を招いての東日本大震災の経験を踏まえた経験を女性の視点から読み解く講座としました。情報誌の読者層が20歳代後半以上ということで、防災講座の中でも比較的若い世代が集まる講座となりました。シングル女性の講座も講師の知名度もあって参加者が多く集まりました。</p>	<p>今年度も生活に身近なテーマから、男女平等参画に触れてもらえる講座を複数回開催していきます。</p>
<p>子育てにおける女性の優位性を拡大解釈することから役割分担意識が生じてしまうことを考える子育て女性学講座や、世界各国の男女平等の事情を取り上げて日本と比較する国際理解講座などを開催します。</p>	<p>産む性である女性が家事や育児を得意とする結びつきの発想が固定的な性別役割の原点であるとの考えから毎年開催している子育てと女性の生き方を考える講座は、平成29年度も多く女性が参加しました。満足度も100%~80%の間におさまる結果となりました。男女平等における世界と日本の比較を考える講座では、区内にあるフィリピン大使館の外交官を招き、アジア圏内で男女平等指数がトップである理由などを伺いました。</p>	<p>今年度も外国における男女平等参画の推進状況を、比較分析することを通じて考える講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に「女性リーダー・管理職チャレンジセミナー」、11月に「イクボスシンポジウム」、2月に「国際理解講座（フィリピン）」など、女性活躍への理解を深めるものから、他国の男性が当たり前のこととして取り組んでいる家事・育児参画への視点を共有する講座を実施しました。 ・企業向け出前講座では、「ハラスメント予防講座」を2件実施しました。業務上の指導とハラスメントの境界線があいまいであることが問題やトラブルの原因になる可能性を指摘しました。裁判になった場合の会社経営への影響や、そうした事態を防ぐための日常業務からの取組の必要性などを伝えました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 男性が抱く役割意識を解消するために、家事・育児への参画を意識させる講座を実施します。一方で、世の中や配偶者からイクメンであることを求められながら、それをなかなか実現できないイクメン疲れと育児ノイローゼに悩む男性が生まれている点にも着目した講座を開催します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男性対象の料理講座をはじめ、育児休暇からの復帰を考える講座や、保育園入園準備講座、小1の壁を乗り越える講座などでは夫婦での参加を呼びかけるなど、講座の見栄え、内容に工夫をしたことで、どの講座も多くの人に参加してもらえました。また、育児ノイローゼや世間からの視線が気になる男性向け講座、赤点パパ講座もそのアプローチはほかのセンターにはない独自の切り口の講座を実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度は男性向け講座をより体系的に、見て・知って・学ぶことのできる構成での連続講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、企業の経営者や管理職、人事担当者向けに、11月に「イクボスシンポジウム」を実施しました。すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の女性管理職から、先進的な自社の取組事例や女性管理職についての心構えなどを伺いました。 ・企業向け出前講座では、「ハラスメント予防講座」を2件実施しました。業務上の指導とハラスメントの境界線があいまいであることが問題やトラブルの原因になる可能性を指摘しました。裁判になった場合の会社経営への影響や、そうした事態を防ぐための日常業務からの取組の必要性などを伝えました。 		

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
			97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。	【国保年金課】 情報提供、情報収集を行いました。	【国保年金課】 引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 ・男性の意識と職場風土の改革として、職場生活、家庭生活の両立による女性の活躍推進の向上意識の改革に努めました。 ・職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。		
【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。	【介護保険課】 介護保険制度全般について、普及啓発用パンフレットを活用して必要な情報の周知を行い、本人・家族が性差に捉われず社会参加できるように努めました。	【介護保険課】 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。あわせて介護を行う側も性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。
《女性の活躍推進に関する取組》 職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。		
【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。	【人事課】 性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理や成績主義による選考等の実施を徹底しました。	【人事課】 引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。
パンフレットを刷新し、引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申し出は0件でした。	引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は0件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。		
【人権・男女平等参画担当】 さらに他機関との連携を強化して、相談者に寄り添った相談事業を継続して実施します。	【人権・男女平等参画担当】 相談室・心のサポートルームの安心・安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、相談者の紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。	【人権・男女平等参画担当】 今年度もさらに他機関との連携を強化して、相談者に寄り添った相談事業を継続して実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 相談室・心のサポートルームの安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。		
【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。	【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。	【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。
《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。		
【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。	【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。	【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を遵守しながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。		

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】
			各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
		98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当委会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係では、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな保健福祉サービスの受付や相談の業務を行っています。対象業務に関連した相談や、対象業務外の問い合わせに対しても、可能な限りの情報提供や担当部署・関係機関の紹介に努めています。（例：子育て支援、ひとり親支援、DV相談などに関する情報提供・関係機関紹介など）</p>		
<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。</p>		
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。</p>		
<p>【子ども家庭課】 引き続き、それぞれの相談窓口で、相談者から受ける相談の内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、関係機関を紹介したり、関係機関へ同行するなど、適切な対応を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 相談者の発するさまざまなメッセージを受信し、男女平等参画の観点から、相談者に寄り添う支援を行いました。また、相談内容に応じて関係機関を調整し、同行支援も実施しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、男女平等参画の観点を大切にした支援を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 複雑で多様な相談の中でも、相談者の気持ちに寄り添うことを第一とし、解決に向け関係機関と連携し、支援を進めました。</p>		
<p>【指導室】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を充実させていきます。</p>	<p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。</p>	<p>【教育指導課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を充実させていきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園・小中学校において、各家庭の子育て上の問題について、スクールカウンセラーが相談に応じたり、子ども家庭支援センターや教育センターを紹介したりしました。</p>		
<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施しました。 相談件数 4件</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施します。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向

事業名

課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護

1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提

99 人権尊重に関する意識啓発
100 ストーカー行為に関する意識啓発
101 児童虐待に関する意識啓発
102 女性のための防犯講座の実施《新規》

2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解

103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発
104 女性・子ども・家庭の相談充実
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）

3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》

課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

1 暴力防止教育と啓発
責任項目6

106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷
108 デートDVに関する意識啓発《新規》

2 早期発見体制の充実と相談機能の強化

104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）
109 DV被害者支援体制ネットワークの充実
110 国際化に対応した相談体制

3 被害者を安全に保護する体制の整備

111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実

4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備

112 DV被害者の各種手続きの支援《新規》
113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》
114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》
34 ホームヘルプサービスの充実（再掲）
115 被害者へのカウンセリングの実施
116 二次被害防止体制の構築
37 母子生活支援施設入所実施（再掲）
38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）
39 児童扶養手当の支給（再掲）
40 ひとり親就労支援の実施（再掲）

5 子どものケア体制の充実

117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進
118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》

6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
責任項目7

119 相談から自立までの一貫した支援
120 加害者更生プログラムの情報提供
121 相談員の体制と研修の充実
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用

課題3 メディアにおける人権の尊重

1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ

123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用
124 メディアへの働きかけ

2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発
126 情報モラル教育の推進《新規》

課題4 生涯を通じた男女の健康支援

1 年代に応じた男女の健康づくりの支援

127 健康教育の実施
128 健康手帳の交付
129 健康診査・各種がん検診の実施

2 互いの性や健康に関する理解の促進

130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供
131 性感染症等に関する啓発・情報提供

3 女性の生涯を通じた健康支援

132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施
133 母子健康手帳の交付と健康相談
134 両親学級など母子健康教育
135 妊娠に関する費用の助成
136 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
137 産後母子ケア事業《新規》
138 養育支援訪問事業の実施

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別的取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができ、地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。
			100 ストーカー行為に関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
			101 児童虐待に関する意識啓発【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくい、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
			102 女性のための防犯講座の実施【危機管理・生活安全担当】 痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつなど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。</p>	<p>憲法週間及び人権週間記念講演と映画のつどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法週間記念講演と映画のつどい 平成29年5月9日（火）高輪区民センター区民ホール 195名参加 ・人権週間記念講演と映画のつどい 平成29年12月5日（火）高輪区民センター区民ホール 161名参加 	<p>広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。</p>
<p>女性に対する暴力防止や、離婚講座に關係してストーカー行為の内容を含んだ講座を開催します。</p>	<p>平成29年度は前年度のようなストーカーそのものを主なテーマとした講座は開催しませんでした。しかし、改正刑法をめぐっての性暴力被害を訴え、それを許さない社会の空気を醸成するための講座を4月に開催し、多くの人が参加し、また、男女平等参画情報誌「オアシス」55号では性暴力を特集するなど、成果を上げることができました。</p>	<p>今年度も、性暴力・性教育關係の講座を実施するだけでなく、相談室とも連携強化を図ります。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議會の關係機關との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者會議及び關係機關向け研修を実施します。 また、10月の区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。11月に「いじめ・児童虐待防止講演會」を実施します。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議會の実務者會議（2回）及び關係機關向け研修（5回）を実施し、医療、保健機關、教育委員會、民生・児童委員など關係機關との連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 また、10月の区民まつりでは2日間「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、区民に啓発を図りました。11月には關係機關（民生・児童委員、教育委員會、東京都）と協力して、いじめ・児童虐待防止講演會での啓発活動等を実施しました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議會の關係機關との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者會議及び關係機關向け研修を実施します。 また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 保育園・幼稚園向け出前講座でも、これまでと同様に児童虐待の対応を講座メニューに入れて募集します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平成29年度は幼稚園・保育園向けの出前講座の開催はありませんでした。一方で、12月に開催した夜の街を漂流する少女たちに関する講座では、繁華街の多い区内において性産業の穴に落ちてしまわないよう、支援活動をする人と当事者である若年女性たちの実態を伺い、9割を超える高い評価でした。また、男女平等参画情報誌「オアシス」55号では性暴力に関する特集記事を、NHKディレクターへのインタビューという形で掲載しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も、昨今のセクシュアル・ハラスメント告発やMeToo運動などの流れも踏まえ、子どもに関する講座や児童虐待等の講座を実施します。</p>
<p>内容の詳細は未定ですが、区内在住・在勤・在学女性向けに、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を2回開催します。</p>	<p>犯罪者の行動分析に基づく女性のための体験型防犯研修會を、区内在住・在勤・在学女性向けに、2回開催しました。</p>	<p>港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修會のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座の研修メニューに、ハラスメント予防の講座を盛り込みます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座ではハラスメント予防をテーマとした講座を2件実施しました。2社ともに業務上の指導と、パワーハラスメントとの線引きがどのようなものかを社員に理解させたいとの意向から、研修実施の依頼がきました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も企業向け出前講座の研修テーマに、ハラスメント予防の講座を盛り込みます。</p>
<p>【人事課】 これまでのセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に加え、マタニティ・ハラスメントの防止を含めたハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>	<p>【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に実施し、あわせて、各課の庶務担当係長を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。各課庶務担当係長は、課内の全職員に対し、職場内研修を実施し、意識啓発と浸透を図りました。 また、平成29年1月、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の防止措置が義務付けられたことを受け、その防止に向けた基本方針等を定め、職員に周知を図りました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】
			区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
		104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【指導室】 各校における服務の研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>	<p>【指導室】 年2回小・中学校で実施した含む服務事故防止研修において、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する認識と理解を深めました。</p>	<p>【教育指導課】 各校における服務の研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員及び法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談に対応します。また、相談者の状況、問題に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させました。産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員、法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図りました。</p>	<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子ども子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させ、子ども家庭支援センターにおける子ども子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室、港区生活・就労支援センター等と連携強化を進めました。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知します。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。臨床心理士による心理相談日を増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じていきます。親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムを委託により年4回実施します。また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版と英語版を作成し、区立小中学校、区内インターナショナルスクール、外国人向け医療機関に配布しました。また、さまざまな相談機関や相談方法についての子ども向けリーフレットについても、日本語版と英語版を作成し、区立小中学校、児童館、子ども中高生プラザ、区立図書館、区内医療機関などに配布し、広く子ども達に周知しました。臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やしたことで、土曜日など利用者にとって利用しやすい曜日と時間が選べるようになりました。親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムは、思春期向けのプログラムを新たに取り入れました。専門講師（弁護士、小児精神科医、大学教授）による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップを図りました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版を増刷・配布し、虐待防止や身近な相談機関について周知します。子ども向けリーフレットは日本語版と英語版を増刷・配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。引き続き、弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】 継続して相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携を強化するなどして、女性・子ども・家庭に関する相談対応の充実に努めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）では相談室運営の改善や、ツイッターなどでの情報発信による相談事業の周知に努めました。チラシも併用した周知活動が成果をあげてきたようで、年度末になると法律相談は1日4件の枠がすべて埋まるようになってきており、区民の利用・活用は進みました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携強化を図ります。また、今後もより多くの人に利用されるようホームページやチラシ等で周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」の安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。</p>		
<p>【指導室】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>	<p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。電話相談の受付時間を平日は2時間延長しました。また、新たに土曜日は9時から17時まで受け付けるようにしました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関と連携を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターの相談において、児童虐待が疑われた場合、学校への情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターと連携して対応しました。</p>		

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営(再掲) 【人権・男女平等参画担当】
		3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】
	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】
			区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
			身体の性(生物学的性)と心の性(性の自己意識)が一致しない、恋愛等対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報誌や講座等で啓発を進めます。
			男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
パンフレットを刷新し、引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。	苦情等申し出は0件でした。	引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。
《女性の活躍推進に関する取組》 苦情等申し出は0件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。		
企業向け出前講座の研修テーマに「LGBT理解」を追加します。また、LGBTとひとくりにされがちでありながら、その違いを理解する必要性もあるため、「トランスジェンダー」に焦点を当てた講座を実施します。	LGBTのTを理解する講座、LGBTの当事者を講師として招いた講座、学生向けに働く前に知っておきたいジェンダー講座など、LGBTの違いを理解するためにさまざまな形で「LGBT」に焦点を当てた講座を実施しました。	LGBTを企業向け出前講座のテーマとして周知・募集します。また、昨年度と同様に、幅広い世代を対象としたLGBT理解講座等を実施します。
【人権・男女平等参画担当】 暴力被害の若年化傾向を踏まえて、デートDVの予防に関する講座を開催します。また、女性対象の離婚講座では、年代別にテーマを分けて2回実施します。特に女性に対する暴力が関係しやすい部分もあるため、その点も含めた講座内容にして実施します。	【人権・男女平等参画担当】 女性の対象の離婚講座は、妻の年齢により知りたい情報が異なるため、若年世代と、熟年離婚が頭をよぎった時に、という打ち出し方を変えて2講座開催しました。年代にかかわらず離婚にいたる過程の中で、さまざまな形態をとる暴力、ハラスメント（特にモラルハラスメント）などが生じる蓋然性が高くなるため、この点も踏まえた講座とし、各講座の満足度は8割前後となりました。	【人権・男女平等参画担当】 今年度も相談室との連携という観点から、女性向けの離婚講座を実施します。
【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り対応しました。また、正しい知識の習得のために情報収集し、適切な対応に努めました。	【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。
【麻布地区総合支所区民課】 今後も継続的なドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発の促進に努めます。	【麻布地区総合支所区民課】 ドメスティック・バイオレンスに関する啓発パンフレット等を窓口で配布して、情報提供するとともに、担当者会を通じて、職員のドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識の習得に努めました。	【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し、情報提供に努めるとともに、職員のドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。
【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。	【赤坂地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでしたが、要保護児童対策実務者会議などにより最新の情報の把握、連携に努めています。	【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。
【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めました。	【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。
【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 フロア案内業務での通訳により外国人にも適切に業務案内を行うとともに、日本人と同様に、区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらうよう、支所区民課から発信に努めました。	【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】	外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
			108 デートDVに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】	ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。
	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施します。特に、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。また、平成28年度に実施した保健福祉基礎調査の結果を基に、ドメスティック・バイオレンスのガイドブックの内容を検討します。</p>	<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックや家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレット配布を引き続き実施しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。</p>
<p>外国籍の相談者向けリーフレットを改定し、発行します。また、外国人被害者の中で、施設等への同行支援が必要な相談者に通訳者が同行し、関係者との意思相通を図ります。</p>	<p>日本語を母語としない外国籍の相談者向けリーフレットを改定し、発行しました。また、外国籍被害者で施設等への同行支援が必要な相談者に通訳者を配置できるよう予算措置を講じました。</p>	<p>外国籍の相談者に対するリーフレットを整備します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平成29年度は学校向けにデートDV（交際相手からの暴力）防止講座を、区内高等学校の高校3年生、男女計429名に実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、リーフレットの配布による啓発を実施するとともに、平成28年度に実施した保健福祉基礎調査の結果を基に、ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックの内容を検討します。</p>	<p>【子ども家庭課】 デートDVに関する記述のあるガイドブックやリーフレットの配布を行い、若年層者への啓発を行いました。</p>	<p>【子ども家庭課】 デートDVに関する若年者へ意識啓発を引き続き、行います。</p>
<p>【子ども家庭課】 引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員及び法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談に対応します。また、相談者の状況、問題に応じて、関係機関と連携し、必要な支援を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させました。産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員、法的な専門知識を有する家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図りました。</p>	<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談者の気持ちに寄り添うことを第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整しました。</p>		

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			109 DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】	DV被害者支援地域協議会において、関係機関との情報共有、ケース検討等を行います。
			110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】	相談窓口の多言語化を進めるなど国際化に対応した相談体制を構築します。
		3 被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知します。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。 臨床心理士による心理相談日を増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じていきます。親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムを委託により年4回実施します。 また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版と英語版を作成し、区立小中学校、区内インターナショナルスクール、外国人向け医療機関に配布しました。 また、さまざまな相談機関や相談方法についての子ども向けリーフレットについても、日本語版と英語版を作成し、区立小中学校、児童館、子ども中高生プラザ、区立図書館、区内医療機関などに配布し、広く子ども達に周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やしたことで、土曜日など利用者にとって利用しやすい曜日と時間が選べるようになりました。 親の養育能力を高めて親子関係を深めるためのCAREプログラムは、思春期向けのプログラムを新たに取り入れしました。 専門講師（弁護士、小児精神科医、大学教授）による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップを図りました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版を増刷・配布し、虐待防止や身近な相談機関について周知します。子ども向けリーフレットは日本語版と英語版を増刷・配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。 引き続き、弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。 また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】 継続して相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携を強化するなどして、女性・子ども・家庭に関する相談対応の充実に努めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）では相談室運営の改善や、ツイッターなどでの情報発信による相談事業の周知に努めました。チラシも併用した周知活動が成果をあげてきたようで、年度末になると法律相談は1日4件の枠がすべて埋まるようになってきており、区民の利用・活用は進みました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携強化を図ります。また、今後もより多くの人に利用されるようホームページやチラシ等で周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」の安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。</p>		
<p>【指導室】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関につなげます。</p>	<p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。電話相談の受付時間を平日は2時間延長しました。また、新たに土曜日は9時から17時まで受け付けるようにしました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関と連携を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園・小中学校において、園児・児童・生徒の行動を見守る中で、児童虐待等の疑いがある場合は、必要に応じて子ども家庭支援センター・児童相談所と連携をとって対応しました。</p>		
<p>引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関と連携することで、迅速かつ適切な対応を行います。また、実務者会議では、事例検討や研修を行い、ケース対応力の向上に努めます。</p>	<p>港区DV被害者支援地域協議会代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行いました。 また、実務者会議では、事例検討や研修を行い、ケース対応力の向上に努めました。</p>	<p>引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議、実務者会議を通じて、関係機関との連携を強化します。</p>
<p>引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行います。また、施設等への同行支援が必要な相談者には通訳者が同行し、関係者との意思疎通を図ります。</p>	<p>相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を行いました。また、施設等への同行支援が必要な相談者には通訳者が同行し、関係者との円滑な意思疎通が図れるよう支援します。</p>	<p>相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けていきます。</p>
<p>引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス等における緊急一時保護施設の確保を行い、広域的な避難が可能となる体制を整えました。</p>	<p>引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】 DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。 また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。
			113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】 住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者や養育が困難な状況にある家庭に必要な手続きをする場合や施設、病院等へ行く場合の同行訪問を行い、安定した生活を送るための支援を行います。	関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえで生活の安定が図れるよう支援しました。	関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえで生活の安定が図れるよう支援します。
【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行いながら、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置事務について、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、担当者会を開催するなど、当該事務を取扱う職員全員の知識・理解の充実を図りました。 平成29年度 芝地区総合支所取扱件数 600件	【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。	【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適切に管理し、安全を図っていきます。	【介護保険課】 区民課から住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置の対象者情報の提供を受けて、対象者のうち65歳以上の第1号被保険者について、介護保険システムにて適正に管理し、被害者の安全を図りました。	【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適正に管理し、安全を図っていきます。
【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【国保年金課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。	【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【健康推進課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。	【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【税務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【税務課】 住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。情報漏えい等の事故はありませんでした。	【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。	【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。	【選挙管理委員会事務局】 定時登録（3月、6月、9月、12月）における選挙人名簿を調製した際に、縦覧用の選挙人名簿は対象者を除いて調製しました。	【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

		事業名	事業内容
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。
		34 ホームヘルプサービスの充実(再掲) 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。
		116 二次被害防止体制の構築 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
		37 母子生活支援施設入所実施(再掲) 【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
		38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付(再掲) 【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【住宅課】 引き続き、区営住宅の申込み資格について、ドメスティック・バイオレンス被害者は単身で申し込めることを募集のしおり等で周知します。</p>	<p>【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者については、区営住宅への単身向け住宅への入居可能である旨、住宅ガイドや申込みのしおり等で周知しています。 また、家族向け住戸においても、ドメスティック・バイオレンス被害者については公的証明書の提出があれば、配偶者との別居での申込みを認めています。</p>	<p>【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談を窓口で受けることもあるので、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を続けます。</p>
<p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>	<p>【国保年金課】 適切な情報提供と支援を行いました。</p>	<p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>
<p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>	<p>【学務課】 被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行いました。</p>	<p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>
<p>引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活に必要な援助を行います。</p>	<p>対象者に広く制度を周知し、ホームヘルパー活用によって自立が図れるよう支援を行いました。</p> <p>利用実績 4,927件</p>	<p>引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活を支援します。</p>
<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。 相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>	<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリングを行いました。</p>	<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。 相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>
<p>引き続き、電話対応、書類発行、送付等において個人情報の取り扱いに十分な注意を払い、相談室を活用することで、二次被害の防止や相談内容の秘密保持に努めます。</p>	<p>個人情報の取扱い、被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、被害者の心理状態に寄り添った支援を行いました。</p>	<p>家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。 また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。</p>
<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンス被害者をはじめとし、子どもの養育が困難な状態にある母子の安全を守り、生活の安定を図るため、母子生活支援施設への入所を実施します。</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス被害者を緊急的に避難させ、身体の保護を図りました。（7件） また、母子生活支援施設の目的を達成して、地域で生活することとなった母子世帯に対するアフターフォローを継続し、安全で安心な生活が送れるよう支援しています。</p>	<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。</p>
<p>引き続き、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を、適正な審査のもと、円滑な事務を行い、制度の利用を必要とするひとり親家庭への支援を行います。 また、定期的な督促状送付及び催告通知、債権状況把握のための調査により、適正な債権管理を行います。</p>	<p>適正な審査と円滑な事務処理のもと、母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付を行い、困窮状態にある女性及びその子の生活安定を図りました。 また、定期的な督促状送付と催告通知を送付し、適正な債権管理に努めました。</p>	<p>引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	39 児童扶養手当の支給(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施(再掲) 【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	5 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。	
			118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実 【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。
		6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
		120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。	
		121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成29年度未受給者数 1,023名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、相談者の状況や希望を丁寧に聴き取り、港区生活・就労支援センターやハローワーク、生活福祉部等との関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労支援を行います。また、関係機関の連絡会等により、情報共有を図ります。	港区生活・就労支援センター、みなとジョブスポット、ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親の就労を支援しました。	引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、10月の区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。11月に「いじめ・児童虐待防止講演会」を実施します。 児童福祉法改正に伴い、改正に関する資料を作成し、関係機関に配布し周知を図ります。	要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2回）及び関係機関向け研修（5回）を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 また、10月の区民まつりでは2日間「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、区民に啓発を図りました。11月に関係機関（民生・児童委員、教育委員会、東京都）と協力して、いじめ・児童虐待防止講演会での啓発活動等を実施しました。	要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。 平成30年度から子どもを守る地域ネットワーク巡回事業を実施し、積極的に区立小・中学校や認可保育園等を巡回訪問することで、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期に必要な支援につなげる取組等を行い、児童虐待防止を図ります。
スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を行いました。小学校第4学年、第5学年、中学校第1学年、第2学年においては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、いじめや不登校等の未然防止に努めました。	スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。
引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、相談面接で丁寧な聴き取りを実施することで、正確な情報を把握します。関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、専門の相談員によるドメスティック・バイオレンス被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。	引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。
ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックに、DV予防の観点から掲載する情報や内容を検討します。	加害者更生プログラムについての情報収集の検討を開始しました。	広報みなとを活用して、加害者更生プログラムの周知を行います。
引き続き、内閣府や東京都のほか、関係機関が実施する専門研修に積極的に参加し、専門性の強化に努めています。 また、家庭相談員による勉強会や臨床心理士のスーパーバイズを定期的に行い、相談員のスキルアップを図っています。	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加しました。 職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行いました。	キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用 【子ども家庭課】 都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。	
	3 メディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
			124 メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。
		2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。
			126 情報モラル教育の推進 【指導室】	子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。
	4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施 【健康推進課】	健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付 【健康推進課】	若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施 【健康推進課】	健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
平成29年度は東京都母子・父子相談連絡研究会の役員担当区として、関東ブロックの研究会等へ参加し、他県との情報交換を行います。また、支援を行う中で、必要に応じて他府県の婦人相談員や生活保護担当者とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援を行います。	東京都母子・父子相談連絡研究会の役員担当区として、関東ブロックの研究会等へ参加し、他県との情報交換を行いました。また、必要に応じて他府県の婦人相談員や生活保護担当者とも連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援を行いました。	官官・官民連携促進ワークショップへの参加や他府県と連携し情報共有や技術の向上に努めます。
性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	パンフレット等作成時、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりました。	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
講座情報が記事掲載につながるように情報の発信を行います。	4月に性暴力被害者を傷つけないための講座、11月にトランスジェンダーへの理解を深める講座を開催しました。性暴力被害者を悪くいう傾向が特にインターネット上であふれる中で、その流れを止めることができる立場にある発信者側に気付きを与える講座としました。トランスジェンダー講座では、大手テレビ局でのゲイ男性の表現をめぐる議論が大きくなっていった点を踏まえて企画しました。9割近い高い評価でした。	性暴力に関する刑法の改正、そしてオリンピック開催に向けて、LGBT理解の促進はさらに求められていく傾向にあるため、引き続きこのテーマで講座を実施します。
平成28年度の実績を踏まえ、メディア関係者を対象としたメディア・リテラシー講座を開催します。特に性暴力被害の報道をめぐる、当事者・支援者の立場から、被害者保護の観点を踏まえた報道のあり方を考える講座とします。	4月開催の性暴力被害の講座には、ネット企業やニュース配信サイトの関係者は来場し、当事者に近い人が来場しました。また性暴力被害の当事者も参加しました。	情報の正確性や、不確実な情報の流布や拡散を止めることができる主体性を構築できるような講座を実施します。
全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、生活指導における安全対策協議会において、幼・小中学校の教員のみならず、PTAや警察関係者が一堂に会し、「子どもたちを取り巻くネット環境」と題し、Twitter・LINE・スマートフォンの危険性について最新事例とその対応法を交えて講演会及び、情報共有を行いました。また「港区子どもサミット」では各校代表の児童・生徒がSNS利用のルールやマナーについて話し合い、自校の取組を発表しました。	全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。
区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実にも努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。	実施回数及び参加者数 健康講座 : 計9回実施、延べ350名参加 生活習慣病予防講座 : 計6回実施、延べ112名参加 さんまる健診受講者向け講座 : 計1回実施、延べ17名参加 離乳食づくり方講習会 : 24回 614名 乳幼児食事相談会 : 12回 176名	区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実にも努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。
健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。	健康管理に必要な事項記録し健康保持増進に役立てるために、20歳以上の人に交付しました。	成人の日の会場で、配布。支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらいます。
引き続き、区民が受診しやすい体制に努め、より多くの区民が受診できるよう、広報等で情報提供を行います。	子宮頸がん健診において、30・33・36・39歳の受診者には希望によりHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を実施するようにレベルアップしました。	以下のとおり、「働き盛り世代」や「子育て世代」の健康を守る取組を推進していきます。 ・各種がん検診の受診率の向上 ・区民健康診査（30健診）等の受診機会の拡大

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	2 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
			131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	早期発見と予防のために、エイズ・性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。
	3 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。	
			133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
助成事業を通じて、妊娠・出産を考える事業を実施するほか、女性の健康とキャリアの両立を意識した講座を実施します。	7月に女性の健康とキャリアに関する講座を、3月にはスポーツと女性の身体についての講座を開催しました。7月講座では、生理・妊娠・更年期と女性の身体の変化を年代別に追っていく手法が、幅広い年齢の参加者に受け入れられ、講座満足度は96%を記録しました。冬季五輪の開催とあわせて開催した3月講座では、女性スポーツ選手をめぐる心身の健康について専門家に伺いました。運動機能の強化がもたらす女性の生殖機能の影響は、人間であれば誰にも起こりえるという視点での講演が好感を呼び、90%の満足度を記録しました。	東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、女性の健康、スポーツに関する講座を実施します。
性感染症予防等について、広報みななどのホームページ掲載、ポスター掲示、チラシ配布をより分かりやすい啓発にしていきます。性感染症予防啓発事業についても、中学校・高校・大学に加え、社会人に対する視点にも立った事業を実施していきます。HIV即日検査も、受診希望者が検査しやすい形を工夫していきます。	性感染症予防について広報みななどのホームページ掲載、ポスター・チラシに具体的に理解しやすいものを作成し、イベントで配布しました。性感染症予防啓発事業についても、中学・高校・大学に加え、社会人の視点も取り入れて事業を実施しました。HIV夜間即日検査は、1回増やしました。	性感染症予防について広報みななどのホームページ掲載、ポスター・チラシをより分かりやすい啓発にしていきます。性感染症予防等啓発事業についても、中学・高校・大学に加え、社会人に対する視点にも立った事業を実施していきます。HIV夜間即日検査も、身近な場所で検査を受けるようにしていきます。また、検査項目に性感染症も加えます。
女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。	実施状況 ・がん対策推進アクションプラン普及啓発イベント「がん対策みなと2017」(10/22開催)にて、乳がんの予防・早期発見等に関する普及啓発を実施(乳がんの触診モデル体験、乳がん術後の補整用品などの展示・相談等)。 ・母子メンタルヘルス相談 ：計24回開催、延べ37名利用 ・グループお母さんの時間 ：計12回開催、延べ60組参加	女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。
【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。	【芝地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数 889件	【芝地区総合支所区民課】 相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。
【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。	【麻布地区総合支所区民課】 母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、妊娠・出産・育児への支援を行いました。 母子手帳交付件数 723件	【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。
【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。	【赤坂地区総合支所区民課】 母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。 平成29年度実績：385件	【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。
【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。	【高輪地区総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。 平成29年度実績 母子健康手帳発行件数 787件	【高輪地区総合支所区民課】 母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。

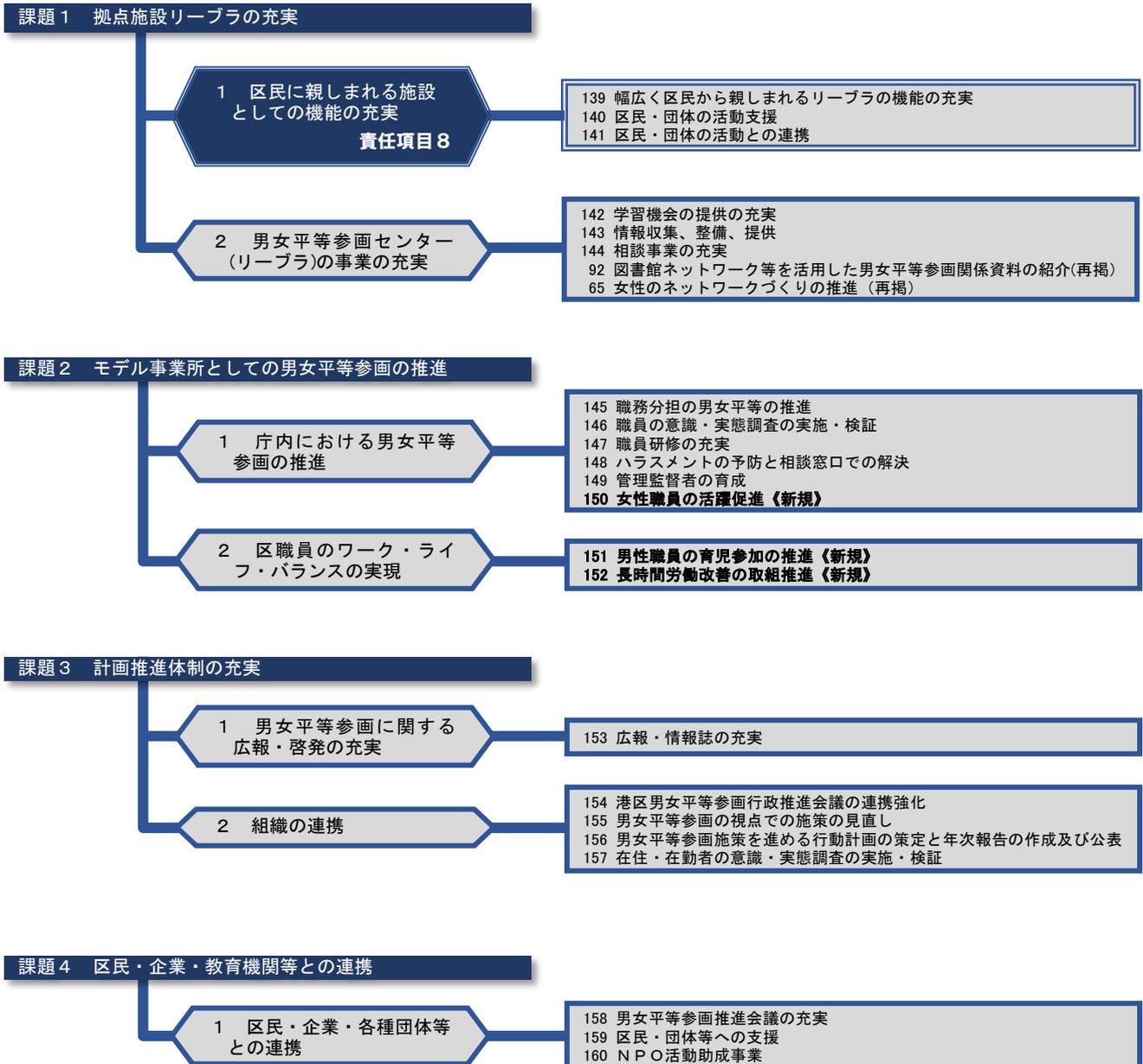
			事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。
			134 両親学級など母子健康教育 【健康推進課】	母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。
			135 妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】	妊産婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。
			136 妊産婦・新生児訪問(こんには赤ちゃん訪問) 【健康推進課】	母子保健法に基づく、妊産婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)を統合して実施します。港区に在住している生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。
			137 産後母子ケア事業 【健康推進課】	産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談(訪問)、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
			138 養育支援訪問事業の実施 【子ども家庭支援センター】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行いました。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>
<p>引き続き、教室や講座を開催し、母親も父親も子どもも心身ともに健やかに過ごせることを目標に、情報提供を行います。</p>	<p>実施状況 ・母親学級 : 計36回実施、延べ1,637名参加 ・両親学級 : 計24回実施、延べ1,741名参加 ・ふたごの会 : 計6回実施 延べ156名参加 ・なかよし会（ダウン症の児と保護者の会） : 計6回55名 ・ぶちとまとの会（2,000g未満で生まれた児と保護者の会） : 計6回36名参加 ・子育て講演会 : 1回実施、49名参加</p>	<p>引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。</p>
<p>引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。</p>	<p>妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票2枚、妊婦子宮頸がん検診受診票1枚を配布し、健診費用の一部助成をしています。</p>	<p>引き続き、妊娠に関する経済的負担の軽減を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。</p>
<p>さらに出生通知書の返信率を高め、訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。</p>	<p>・平成28年11月から平成29年10月の出生数に対し、出生通知書の返信率は86.1%でした。（平成27年11月から平成28年10月の出生数に対する出生通知書の返信率は、86.8%）また、出生通知書受理数に対する訪問実施率は93.9%でした。 ・訪問した結果、支援が必要な人に対し、再訪問のほかに保健所事業を案内したり、各総合支所保健師等に引き継ぐなど、継続した支援が提供できるようにしています。</p>	<p>妊娠届出時、母親学級及び両親学級等で出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。</p>
<p>デイケア（サロン事業）開催を見直し、「うさちゃんくらぶ」を組み込み、継続的に支援していきます。また、「新米ママ健康相談（訪問）」を経産婦も利用しやすいように「ママの健康相談（訪問）」と名称を変更し、回数を3回に増やします。引き続き、母子保健コーディネーター助産師による妊産婦の相談支援関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。</p>	<p>実施状況 ＜デイケア（サロン事業）＞ ・Helloママサロン 12回実施、388組 790名参加 ・のんびりサロン 12回実施、499組1,011名参加 ・うさちゃんくらぶ 24回実施、666組1,345名参加 ＜妊産婦の相談支援＞ 相談件数 1,362件 ＜ママの健康相談＞ 訪問件数 75件 ＜関係機関とのネットワーク会議＞ 年1回実施</p>	<p>引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。</p>
<p>養育困難家庭への支援について、利用者負担額の区分を設定し、有料での利用を可能にすることで利用対象を拡大します。訪問支援者の質や専門性を高めるため、港区子育て支援員研修と関係機関向け研修を継続して実施します。妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスについては名称を「産前産後家事・育児サービス」に改め、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の支援を加えます。家事支援に加え、出産後の心理ケアと育児支援を行い、母体保護および養育環境整備を支援します。</p>	<p>養育困難家庭に対し、個別に支援計画を作成し、定期的にモニタリングと再評価を行い、学習、家事、育児、送迎等の適切な支援を実施しています。平成29年度の登録数は9世帯で、うち3世帯は有料での利用でした。また、派遣回数は合計57回でした。産前産後家事・育児支援サービスの登録数は、前年度792世帯から825世帯に増加しました。</p>	<p>養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。産前産後家事・育児支援サービスは、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の支援時間を7時間から9時間に増やし、家事支援に加え、出産後の心理ケアと育児支援を行い、母体保護及び養育環境整備を支援します。</p>

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

施策の方向

事業名



		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 【責任項目8】	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】
			140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】
			141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】
	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
			男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
			区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
			男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
<p>複合施設の利点を生かし、各施設との連携を意識した講座の他、男女平等参画フェスタinリーブラでの講演会、多様な働き方に関する講演会などを開催し、多様な人の来館を促します。</p>	<p>男女共同参画週間にあわせた男女平等参画フェスタinリーブラ2017の開催、みなと区民まつりへのブース出展などを通じて、広く区民に男女平等参画センターの存在と事業内容について触れてもらう機会としました。また、みなとパーク芝浦の複合施設としての機能を生かして、例えばスポーツや子育て関係の講座情報を関係施設に共有することなどを通じて他施設利用者の来館を促す取組を行いました。</p>	<p>毎年6月のリーブラフェスタ、10月の区民まつりへの出展を軸に外に向けた活動を積極的に行います。また、6月のリーブラフェスタは、みなとパーク芝浦フェスティバルと同日開催となるため、みなとパーク芝浦全体のお祭りとして、連携を強化しながら、幅広い世代の来館を促進します。</p>
<p>助成事業へ申請する団体には基礎理解を深める学習機会として、助成金活用講座を継続して実施します。また、利用者の意見を聞きながら、引き続き、館内環境整備に努めます。</p>	<p>近年、リーブラ助成事業への申請件数が増加傾向にあることから、助成事業に関心を持つ団体や個人は増えているものと推察されます。こうした傾向の一方を、助成金の交付を受ける意義や事業の実施についての理解を深めるための講座・助成金活用術講座を平成29年度も開催しました。助成金の使用の意義、助成する側の狙いを読み解く必要性などを含めた内容としました。</p>	<p>助成事業へ申請する団体には基礎理解を深める学習機会として、助成金活用講座を継続して実施します。また、利用者の意見を聞きながら、引き続き、館内環境整備に努めます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラでは、農業における女性活躍推進を農林水産省が進めている点を踏まえて、「就農という選択肢を考える講座」を開催しました。起業や経済的な自立、そしてバイオテクノロジーや気象など理系の知識も求められる農業分野への進出を考える人が、定員（20名）を超える申込（33名）がありました。</p>		
<p>外部機関との連携事業は継続して実施します。運営協議会は年11回開催する予定です。また、助成事業では全8件の企画を実施します。</p>	<p>港区内に拠点を置く、男女平等参画社会の実現にかかわるテーマを主たる活動目的に掲げる団体との連携イベント（協力事業）を、複数回開催しました。4月には女性参政権の記念イベント、7月には性的マイノリティとトイレに関するシンポジウム、10～12月には人生100年時代の生き方講座を開催しました。主催事業では実現できない規模・内容の講座を主にリーブラホールを会場として開催し、初めて来館する人を増やす事業として成果を残すことができました。運営協議会は、8月と1月を除き、1年間で10回開催しました。団体育成・活動助成事業は6団体実施しました。</p>	<p>外部機関との連携事業は継続して実施します。運営協議会は年11回開催する予定です。また、助成事業では全8件の企画を実施します。</p>
<p>課題解決型の講座とは別に、幅広い世代の人が、気軽に来館できるような講座を実施します。</p>	<p>リーブラ主催講座は年間40講座を超えています。それ以外に、絵本の森や映画上映会（シアターリーブラ）などの事業を通して、さまざまな世代の人が来館できる事業を幅広く実施しました。この2つの事業は、年を経るごとに参加者が増加傾向にあり、初めてリーブラを訪れるきっかけとなっています。</p>	<p>区民のニーズの多様化・細分化が進む中で、関心の喚起や意識啓発につながるものから、社会の課題解決につながるものまで、今年度も幅広い年齢層の区民が来館できる事業を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式」と同時に開催した「イクボスシンポジウム」では、女性管理職が担うイクボスの役割に焦点を当て、区内外の大手企業で執行役員や部長級の役職を務める女性に来館いただき、会社におけるキャリアの積み重ね方、管理職を担うこととなった際の心情や覚悟について、体験に即して伺いました。 リーブラでは、農業における女性活躍推進を農林水産省が進めている点を踏まえて、7月に「就農という選択肢を考える講座」を開催しました。起業や経済的な自立、そしてバイオテクノロジーや気象など理系の知識も求められる農業分野への進出を考える人が、定員（20名）を超える申込（33名）があり、盛況な講座となりました。 就労継続の1つの形として6月に「女性のための起業講座」を開催したほか、単身者として生き・働くことを選択した女性が年齢を重ねることで見えてくる老後の生活や地域や同じ立場の人と横のつながりを持つことの大切さを語る講座を実施しました。働き続けることをさまざまな形で体現したロールモデルを区民に示すことができました。 女性活躍推進法の制定を意識し、6月に「女性リーダー・管理職養成講座」を実施しました。法律の施行が後押しして、世の中の雰囲気が変わってきていることを感じ取り、当事者である女性が前向きに捉えて管理職・リーダーになる覚悟を抱くことができるような内容でした。 企業向け出前講座は、年間8件実施のうち、2件がワーク・ライフ・バランス、1件が女性活躍推進に関する講座でした。特にワーク・ライフ・バランスの講座では、男性中心社会で成立してきた業務の進め方に女性や若い世代があわせるやり方では働き方改革などの時代の流れに乗っていけない点を、管理職を対象とした回では講師から発信してもらいました。 8件の企業向け出前講座のうち、2件がハラスメント予防に関するものでした。特に、パワーハラスメントと業務上の指導の境界線について現場管理職が直面する悩みや戸惑いを解消したいとの声が多く、特定社会保険労務士を講師として開催することで、日常の業務における関係性を重視することの大切さを、管理職向けに実施しました。また、2件のうち1件では代表取締役が同席し、講座冒頭で研修実施の意義を説明するなど、トップの意思表明により参加社員に会社の方針であることを意識付けました。 		

		事業名	事業内容	
目 標 4 男 女 平 等 参 画 社 会 実 現 に 向 け た 推 進 体 制 を 充 実 す る	1 拠点施設リー ブラの充実	2 男女平等参画 センター(リー ブラ)の事業 の充実	143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女 平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・ 団体に適切に提供します。
			144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問 題について、有資格者のカウンセラーが専門的 見地からサポートします。
			92 図書館ネットワーク等を活用 した男女平等参画関係資料 の紹介(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会 に関連する図書をホームページで紹介したり、特 集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料 を広く紹介していきます。
			65 女性のネットワークづくりの推 進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等 参画センターに関わる様々な立場の女性が新た な「連携」をつくり上げるために必要な知識・視 点、情報を提供します。
	2 モデル事業所 としての男女 平等参画の推 進	1 庁内における 男女平等参画 の推進	145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定する ことをなくし男女平等を推進します。人事課は各 課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけ を行います。
146 職員の意識・実態調査の実 施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】			担当課と連携をとりながら男女平等に関する区 職員への意識・実態調査を実施し、その結果を 啓発に反映させます。	

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
専門書から手に取りやすい本まで幅広く所蔵することを目的として、購入します。時代の変化にあわせて、男女平等参画に関わる問題が多様化する中、購入対象となる本も広がっていますが、区民の生活・仕事に資する資料の収集に努めます。	図書資料室では毎月、男女平等参画の多岐にわたる分野の書籍を日本十進分類法にのっとって、偏りが生じないように、分野別に均等に購入するように配慮して選書・購入を行いました。年間で500冊以上の蔵書が増えました。	専門書から手に取りやすい本まで幅広く所蔵することを目的として、購入します。時代の変化にあわせて、男女平等参画に関わる問題が多様化する中、購入対象となる本も広がっていますが、区民の生活・仕事に資する資料の収集に努めます。
紹介先が増えた前年度からの傾向や、子ども家庭支援センターとの連携が強化された経緯を踏まえ、相談員も相談者も安心して相談室を利用できる運営に努めます。	新施設移転後の相談室の利用状況を踏まえ、新規の相談者がアクセスしやすく、また相談者の安全も確保できる形での運営を心がけました。年間での相談件数も昨年度ほぼ同じ傾向になっていますが、法律相談や男性からの相談件数は伸びる傾向にあります。相談日当日のキャンセルや日時変更などが年度末に散見され、枠に空きが生じてしまう点もありますが、相談したい人に寄り添いながら、対応を進めていきます。	より一層港区の子ども家庭支援センターを中心として区内の相談ネットワークとの連携を強く意識すべき状況になってきていると感じます。リーブラの相談室の現状を土台にしながら、こうしたネットワークに貢献しつつ、相談員も相談者も安心して相談室を利用できる運営に努めます。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>相談室・心のサポートルームの安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。</p>		
男女平等参画情報誌「オアシス」では、継続して購入した所蔵資料の紹介及び協力者によるブックレビューを掲載します。また、図書資料室では、特設コーナーを活用して毎月特定のテーマに関わる書籍を紹介し、また、映像資料を使った定期的な無料の映画上映会「シアターリーブラ」を開催します。	男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回、発行しました。特に、SOGIハラスメントを取り上げた53号については在庫僅少となるほど区民の関心をひきつけることにつながりました。図書資料室では特設コーナーを毎月更新し、発信情報を定期的に新しいものにできるように取り組みました。シアターリーブラは、上映作品の内容と、鑑賞に来られるであろう年代層を意識しながら上映時間を設定するなど工夫を施したことで、全6回の平均来場者数は100名を超えるほどになりました。	今年度も男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回発行します。図書資料室の特集棚は毎月更新、そしてシアターリーブラも2か月に1回の上映として、身近な素材から男女平等に触れられるように事業を実施します。
今年度も年2回開催します。引き続き、「学ぼう！男女平等」を通じて、利用者同士の交流、男女平等参画推進のための学習機会とします。また、自分たちの活動と男女平等との関係性についての理解を促すための支援を行います。	利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と、男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行うなど、団体同士の認知を広げるとともに、男女平等が生活に身近なものであることを考えていただく機会となりました。	今年度も利用者懇談会を年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>利用者懇談会を2回開催（5月・10月）しました。利用者懇談会の「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と、男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行うなど、団体同士の認知を広げるとともに、男女平等が生活に身近なものであることを考えていただく機会となりました。</p>		
事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。	性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。	事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。
【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。	【人権・男女平等参画担当】 人事課による職員研修アンケートの実施結果を反映させた啓発について検討しました。	【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。
【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。	【人事課】 平成28年3月に策定した「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の推進委員会を設置し取組を進める中で、昇任を控えた若手～中堅の女性職員にヒアリングを行うとともに、副区長との懇談会の場を設け、今後のキャリアデザインについての意見交換を行いました。	【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。

		事業名	事業内容	
目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修(区、特別区共同)を職層別など段階ごとに積極的に行います。
			148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
			149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。
			150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】	女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
		2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】	港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。	職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施しました。	引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。
引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。また、万が一、ハラスメントが発生した場合には、苦情相談窓口が迅速に対応し、的確な問題解決を図ります。	ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置及び相談体制を周知するとともに、意識啓発用のポスターの掲出及びパンフレットを配布し、職員に意識の浸透を図りました。また、引き続き、ハラスメント苦情処理委員会及び相談窓口を設置し、職員からの苦情相談に迅速かつ丁寧に対応する体制を整えました。	引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。また、苦情相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ確かな問題解決を図ります。
【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。	【人事課】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。	【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。
【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。	【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えました。	【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。
【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。また、人材育成機能を強化した、目標管理型人事評価制度を効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感や成長の実感が得られるよう取組を進めます。	【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発やキャリア形成支援の一環として、昇任に伴う職責増加への懸念や両立不安を抱える女性職員を対象として、上司以外の女性管理監督職に相談ができる「キャリアアドバイザー制度」を整備しました。また、人事評価制度における目標管理サイクルを効果的な運用を通して、女性職員一人ひとりの成長目標やキャリアデザインの実現に向けて、能力開発や成長支援も取り組むとともに、育児等により時間的制約がある職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感や成長の実感が得られるよう取り組みました。	【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を発揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感や成長の実感が得られるよう取組を進めます。
【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、昇任選考対策ガイドンの中で、昇任に対する不安や疑問に答えます。	【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施しました。	【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、人事制度改正に伴う新たな昇任選考方法等に呼応した、ガイドン等を検討し、意識啓発やキャリア形成支援に取り組みます。
引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。	「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の策定をはじめ、男性職員の育児参加の啓発を継続した結果、平成27年度（直近の確定値）における、男性職員の育児休業取得率は13.6%（前年度9.7%）、出産支援休暇の取得率は95.6%（同71.0%）、育児参加休暇の取得率は86.4%（同48.4%）と大幅に改善しました。	引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	152 長時間労働改善の取組推進【人事課】	ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
			153 広報・情報誌の充実【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
	2 組織の連携		154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化【人権・男女平等参画担当】	区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。
			155 男女平等参画の視点での施策の見直し【人権・男女平等参画担当】	区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
平成29年4月、「働きやすい職場づくり推進担当部長」が設置されたことに伴い、特に喫緊の課題である超過勤務の縮減に向けて、仕事の仕組みや進め方の改革や職員の意識改革につながる取組を全庁一丸となって進めます。	平成29年4月に設置された、働きやすい職場づくり推進担当部長を中心に、時間管理意識の徹底等の職員の意識改革や最新のICT技術の活用も視野に入れた業務改善に全庁を挙げて取り組みました。また、平成29年7月の「みなとワークスタイル宣言」に基づき、喫緊の課題である超過勤務の縮減（平成28年度比△30%）と年休取得（16日以上）の数値目標を設定し、取組を強化した結果、全体で超過勤務は約15%減、年休取得15.5日（平成28年度比1.1日増）の実績となりました。	働きやすい職場づくり推進担当部長職は、職員の意識改革と不断の業務改善という流れを喚起したことで所期の目的を達したため平成29年度末で廃止しましたが、引き続き、超過勤務の縮減と年休取得目標の達成に向けて、取組を進めます。
【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。	【区長室】 CATVを活用し、「人権週間」の紹介をするなど、男女平等参画社会に向けた啓発番組を制作しました。また、他の番組制作においても、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。	【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CATVを活用し、「港区での女性の活躍について」をテーマにするなど、男女平等参画社会に向けた啓発番組を制作しました。また、他の番組制作においても、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。 ・女性活躍推進法に関する施策について計画を定め、または変更したときは、遅滞なく公表します。 		
【人権・男女平等参画担当】 紙面構成を改定し、記事や連載を増やし、情報発信機能の充実に取り組みます。	【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を年間4号発行しました。これまで取り上げることがなかった新しいテーマで講座を開催してきている実績を元に、当センターの講座で講師を務めた人へのインタビューを記事にすると、他施設で取り上げることがあまりないテーマで特集記事をつくりあげることができます。このテーマの斬新さが受けたのか、特にSOGIハラスメントや、性暴力神話に関する号は在庫が僅少となったり、ツイッターなどのSNSで取り上げられる機会もあるなど、情報発信能力を高めることができました。	【人権・男女平等参画担当】 今年度も年4回発行します。実施講座への反響なども参考に、テーマを選びながら現在の紙面構成やイメージはそのままに取り組んでいきます。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画情報誌「オアシス」の56号では、港区ワーク・ライフ・バランス認定企業にインタビューを行いました。特に、女性が活躍してワーク・ライフ・バランスの実現を主導する区内企業に絞ってインタビューを行うことで、会社としての取組や意志決定に女性がどのような形で関わっているか、女性の意見を反映した形でワーク・ライフ・バランスの推進が行われているかが伝わるような紙面構成としました。 ・男女平等参画情報誌「オアシス」を手に取りやすく、読みやすい形となりました。昨年度以上に浜松町駅配布分をはじめ、持ち帰ってもらえることが増えました。 		
男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。	男女平等参画行政推進会議を2回開催しました。平成29年度港区男女平等参画推進会議からの答申について、ワーク・ライフ・バランス推進リーフレット作成及び港区ホームページ内の情報整理についてを協議し、全庁的に男女平等参画行動計画を推進しました。	男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女平等参画推進会議で、行動計画計上事業の責任項目に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組についてを協議しました。その内容を男女平等参画行政推進会議で報告し、全庁的に女性活躍推進法の取組を推進しました。</p>		
すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査及び責任項目事業各課ヒアリングの場を設けるなど、積極的に取り組みます。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査及び責任項目事業各課ヒアリングの場を設ける等、積極的に取り組み、着実に実施しました。	すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女平等参画行動計画について、各課に対し、計上事業に係る女性活躍推進の視点で事業実績調査を行い、男女平等参画推進会議で調査審議を行いました。</p>		

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	2 組織の連携	156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。
			157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。
	4 区民・企業・教育機関等との連携	1 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。
			159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対して男女平等アシストプラン等で活動資金を助成します。
			160 NPO活動助成事業 【地域振興課】	みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。

平成29年度目標	平成29年度実施・進捗状況	平成30年度目標
男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を8月に発行しました。	男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、毎年ホームページで公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深めました。</p>		
次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年度に調査を実施します。	平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成29年度は事業を実施しませんでした。	次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年度に調査を実施します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成29年度は事業を実施しませんでした。</p>		
男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。	男女平等参画推進会議を6回開催しました。「第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成28年度事業実績の評価について」の諮問に対し、答申を受けました。	男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成29年度は地域の実情及び住民のニーズの把握についての事業を実施しませんでした。 男女平等参画推進会議において、8つの責任項目に属する30事業の平成28年度における取組について評価しました。評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況を6段階（A：ほぼ達成 B：おおむね達成 C：達成半ば D：不十分で課題がある E：不十分で課題が多い -：未実施）で評価しました。 		
8企画を実施します。初めて採用された企画が5件、事業内容を改善し、規模を拡大して実施する企画が3件です。引き続き、各団体の実績や企画内容、特性を踏まえながら、総合的に支援・援助し、男女平等参画を自主的に推進できる団体として育成します。	助成事業を6企画実施しました。4回連続講座やホールを使った大規模なものまで、団体の構成と専門性を引き出しながら、企画の実現と実施効果の最大化につながる支援を行いました。また、登録団体向けの出前講座も2件実施しました。登録団体の学習機会を男女平等参画センター（リーブラ）事務局からも提供することで、男女平等への理解を深めてもらうとともに利用者との交流の機会となりました。	今年度は助成事業を6企画実施します。
引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。	各団体に対して男女平等参画等の視点に立った運営をするよう注意喚起を行いました。 応募団体数：9団体 助成団体数：7団体	引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。

Ⅲ 港区男女平等参画推進会議
答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）平成29年度事業実績の評価について
第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）前半3年間総括評価について

答 申

平成30年6月27日
港区男女平等参画推進会議

1 平成29年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の6つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別による差別の解消
- 2 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 3 意思決定過程での男女の平等参画
- 4 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 5 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 6 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、平成27年3月に策定された第3次港区男女平等参画行動計画「一広げよう 男女平等」（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

平成27年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位置づけ、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する30事業の平成29年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価結果を表現し、どの段階にあるのかを判断しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は新田委員が部会長に、第二作業部会は高橋委員が部会長となり、必要に応じて担当課職員等から事業に関する説明を受ける中で、各事業の評価を全委員で議論し、その結果を最終的な評価としました。なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各作業部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

責任項目下の個別の事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が7事業、「おおむね達成」が16事業、「達成半ば」が7事業となっており、全30事業のうち4分の3の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の事業数は、前回の事業評価結果と同数ですが、今回は「ほぼ達成」が前回を3事業上回っており、行動計画が着実に進行していることを示すものであると考えます。「達成半ば」と判断された7事業については、取組の充実を図り、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すこ

とが必要です。また、「ほぼ達成」もしくは「達成半ば」の事業については、担当課において絶えず男女平等参画の視点で取組の意義及び取組がもたらす効果について意識し、これまで以上に効果的な取組を行うことが求められます。

2 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総括評価の実施について

（1）総括評価の意義

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総括評価（以下「総括評価」という。）は、平成27年3月に策定された行動計画に盛り込まれた責任項目を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議における調査審議の一環として、平成29年度事業評価とともに行われました（条例第16条）。

平成29年度事業評価とともに第三者による総括評価を行うことによって、行動計画の実施上の課題を様々な視点から明らかにすることができ、区は、それを行動計画の後半3年間の事業展開に生かしていくことができます。

（2）総括評価の対象

総括評価は、行動計画の8つの責任項目について平成27年度から29年度までの期間における取組を対象としました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

（3）総括評価の方法

それぞれの責任項目について、所管課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データ、平成27年度、28年度、29年度の各年度の事業評価結果をもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証しました。

評価は「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不

十分で課題が多い」「未実施」の6段階として、それぞれの責任項目に対する達成度を示しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、平成29年度事業評価と同様に、港区男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は新田部会長を中心に、第二作業部会は高橋部会長を中心に各委員で議論する形としました。

(4) 総括評価の結果

評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が1項目、「おおむね達成」が4項目、「達成半ば」が3項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。計画期間前半の3年間として、全体の半数以上の項目が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の項目が見られないことは評価できます。とりわけ、責任項目8（区民に親しまれる施設としての機能の充実）が「ほぼ達成」であるということは、港区立男女平等参画センター「リーブラ」が港区における男女平等参画を推進する拠点施設として、地域に根ざした事業を展開し、区民に親しまれる施設として定着しているものと認められます。

行動計画の後半3年間の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議が事業評価及び総括評価に際して行った議論をまとめた「評価理由等」を参考にさせていただき、可能な限り今後の取組に反映させていただきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、行動計画の目標の実現に向けて、後半3年間も引き続き積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目

1

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

○ 評価基準

1. ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2. 最新の情報提供に努めていますか。
3. 資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・港区においては、新規申請企業数及び認定企業数が一定の水準で推移しており、この認定制度が定着していることが認められます。 ・認定に際しては、申請企業の時間外労働時間の状況も考慮するなど、昨今の社会情勢を踏まえた適切な運用がなされています。 ・しかし、平成 29 年度の認定企業数及び更新企業数は事業目標を下回っています。今後は、企業が認定を取得することによるメリットを明確に認識できるようにするなど、制度のさらなる改善を期待します。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス推進企業を評価する仕組みの一つである特別簡易型総合評価方式による契約件数が増加傾向にあり、港区全体の工事件数に占める割合も一定の水準で推移しています。この制度が定着していると言えます。 ・平成 28 年度評価の際の指摘事項である企業担当者への PR について、事業所管課がその趣旨を理解して適切な対応を行っており、評価できます。 ・今後は、長期継続契約の主な対象業種である清掃業、用務業等の事業者に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及を図るようにしてください。
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法に関するセミナー、企業向け出前講座が継続的に実施されています。 ・平成 28 年度評価の際の指摘事項である経営者・管理職向けの講座・講演会については、労働法に関するセミナーに加え、勤労福祉会館で実施されていることが確認できました。 ・しかし、事業報告書（行動計画責任項目事業概要）からは、勤労福祉会館で企業・事業者向けのセミナーが実施されていることが読み取れませんでした。次年度以降は、具体的な取組内容を整理した上で、事業報告書を作成してください。

事業名		評価	評価理由等
4	労働関係法等関係法令、各種制度の周知	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> これまでの評価の際の指摘事項である「ポケット労働法」の配布効果の検証については、平成29年度に冊子の記述が見直され、産業振興課で意見を受け付ける旨の工夫がなされており、評価できます。 商工会館において、中小企業を対象とした様々な取組が行われており、近年はウェブサイトや所蔵資料（図書・DVD）の充実が認められます。しかし、事業報告書（行動計画責任項目事業概要）からはこうした取組の実施状況が読み取れませんでしたので、次年度以降は記述を改善してください。
5	ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックについて、内容の見直しが行われている点について評価できます。 今後、冊子の表紙や構成にも配慮して、中小企業経営者に必要な情報が的確に伝わるようにしてください。 また、冊子とともに、ウェブサイト上に情報を掲載することを通して、多角的な情報提供が実施されることを期待します。
6	ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス経営セミナーについて、昨今のトレンドに沿い、中小企業が導入しやすいテーマで実施されていることは評価できます。各回の参加者数も定員に近い状態で推移しており、中小企業のニーズに合致しているものと認められます。 中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けて、今後も出前講座等の取組が積極的に実施されることを期待します。

● 前半3年間総括評価

評価	評価理由等
<p>B おおむね達成</p> <p>(目標の7~8割程度達成)</p>	<p>3年間を通して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度やリーブラにおける各種取組の充実が認められます。加えて、中小企業に対して具体的な取組が展開されてきていることは、評価できます。今後、事業所管課において取組が不十分と認識している点を中心に、さらに工夫しながら事業を推進することを期待します。</p> <p>あわせて、各事業に関連する取組の状況など、評価の際に参考となる情報については、可能な限り事業報告書（行動計画責任項目事業概要）への記載をお願いします。</p>

責任項目
2

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
課題 5 男性の家庭・地域への参加促進
施策の方向2 男性の家庭・地域への参加のための支援

○ 評価基準

1. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
60 男性向け講座の充実 《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施回数が計画の目標を上回っており、平成 28 年度評価の指摘事項（講座の実施方法や周知方法についてさらに工夫を図ること）を踏まえ、男性が参加しやすくなるような取組がなされています。 ・講座の内容についても、単に子育て中の父親を対象とするだけではなく、多彩なテーマで実施されています。次年度以降のさらなる充実とともに、開催回数の増加を期待します。
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 《新規》	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援奨励金」をはじめとした各種奨励金制度が、区内の事業者に満遍なく利用されていることが評価できます。制度の周知のためのダイレクトメールの送付先についても、工夫が認められます。 ・ただし、各種奨励金制度の申請件数は前年度とほぼ横ばいとなっています。今後、ダイレクトメール以外の効果的な周知方法についても研究する必要があります。

● 前半 3 年間総括評価

評価	評価理由等
<p>B おおむね達成</p> <p>(目標の 7～8割程度達成)</p>	<p>リーブラで行っている各種男性向け講座について、事業所管課が努力しながら取り組んでいることが認められます。3年間を通して、男性向け講座への参加者数や各種奨励金の申請件数は増加傾向にあります。男性の育児休業や介護についての制度が社会的に認知されてきており、今後も申請件数等の増加が期待できることから、引き続き努力しながら取組が実施されることを期待します。その際、リーブラや区内の商工会等の関係団体を意識した上で、事業の周知を行うことが必要です。</p> <p>今後、男性の働き方・暮らし方を変えていくことに向けて、今回の評価対象の事業に限らず、各種事業を工夫しながら進めてください。</p>

責任項目
3

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の方向1 審議会等委員の男女バランスへの配慮

○ 評価基準

1. 区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2. 審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3. 女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
62 審議会等委員の女性参画の推進	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> 各審議会の女性委員比率や委員選任方法を定期的に把握し、委員改選時に審議会所管課に対して女性委員の選任を働きかけていることは評価できます。 しかし、過去 3 年間で女性委員比率の増加が認められず、女性委員の選任が望ましいと考えられる一部審議会について、委員構成が男性のみであることなど、改善が必要と考えられる点が見られます。 クォータ制など、女性委員を増やすことを審議会所管課が意識できるような仕組みを整備することが必要です。各審議会の委員選出の際の配慮事項（男女の比率や、会議開催時間帯の柔軟性、一時保育の実施など）を示す区長名による依頼文の発出など、今後の取組を期待します。
63 性別にかかわらず参加できる工夫	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> 審議会の開催に際して、一時保育を積極的に実施している点や、開催時間を柔軟に設定していることなど、性別にかかわらず参加できる工夫を行っていることが認められます。 計画の目標及び平成 29 年度事業目標で示している「性別にかかわらず参加できる」という状態については、具体性に欠ける面があり、達成状況を客観的に判断する上で困難が伴います。目的が達成された場合のイメージが明確になるような改善が必要です。

● 前半 3 年間総括評価

評価	評価理由等
<p>C 達成半ば</p> <p>(目標の5~6割程度達成)</p>	<p>各審議会の委員選任方法や女性委員比率を定期的に把握し、目標値を下回った審議会所管課に対する積極的な働きかけや、審議会開催時の一時保育の実施、審議会の夜間開催などを通して、区の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女ともに参加しやすくする工夫がなされています。しかし、区全体としての女性委員比率は目標値を下回っており、3年間を通じた取組は達成半ばと評価せざるを得ません。今後は、充て職制の見直しやクォータ制の導入に向けた検討を引き続き進めるとともに、人権・男女平等参画担当と各審議会所管課が意識を共有し、目標達成に向けた努力がなされることを期待します。</p>

責任項目
4

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
課題 2 働く場における男女平等参画の推進
施策の方向1 **女性の就労支援**

○ **評価基準**

1. 女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2. 講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● **平成 29 年度事業別評価**

事業名	評価	評価理由等
67 女性の就職・再就職支援	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、公的な支援の対象から外れがちである50歳代の女性に対する再就職講座を実施したり、大学生を対象とした講座でワーク・ライフ・バランス認定企業への訪問を実施するなど、講座内容を工夫しながら取組が進められていることは評価できます。 ・ 事業の実績に照らして、「計画の目標」（セミナー等の開催 年1回以上実施）の水準はやや低いと見受けられます。今後はもう少し難易度の高い目標とする必要があります。
68 女性の起業支援《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性向けの起業講座について、基本編と応用編に分けて実施するなど、起業を考える女性が参加しやすくなるような工夫がなされていることは評価できます。 ・ 起業講座修了者が実際に起業を実現できたかどうかを把握するべきと考えます。今後、講座修了者に対する追跡調査の実施を検討してください。

● **前半3年間総括評価**

評価	評価理由等
B おおむね達成 (目標の7～8割程度達成)	<p>この3年間で再就職支援講座の内容、回数ともに充実してきているほか、参加者の再就職の状況を把握するように取組の改善がなされるなど、事業所管課の工夫が認められます。女性の起業については、起業した女性の開業後の支援が必要です。起業支援講座修了者に対する追跡調査の実施とともに、今後の取組を期待します。</p>

責任項目

5

目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
 課題 4 教育の場における男女平等参画の推進
 施策の方向1 幼少期からの男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2. 研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラで乳幼児の保護者向けに良質の講座が実施されており、取組が充実しているものと認められます。今後も、参加者数の増加を図りながら、継続して実施することを期待します。 ・今後の講座運営にあたっては、乳幼児の保護者のニーズに対応した講座名称を設定することや、「小1の壁」克服後といった長期的な視点を加味することを提案します。 ・区内の保育園・幼稚園を対象とした出前講座について、積極的に実施してください。
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催時間を工夫して、保育園の職員が参加しやすくなるようにしている点や、研修後のフィードバックを徹底している点については、評価できます。 ・今後、研修会の参加率をさらに上昇させるための努力がなされることや、研修の効果が各保育園で浸透することを期待します。
86 学校教育における男女平等教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・港区独自の取組として、リーフレットが作成されたことについては、評価できます。今後も継続して取組を実施してください。 ・しかし、事業報告書（行動計画責任項目事業概要）からは、港区が独自にリーフレットを作成したことが読み取れませんでした。次年度以降は、具体的な取組内容を整理した上で、事業報告書を作成してください。
87 ふれあい体験の充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の各中学2年生による保育実習をはじめ、各幼稚園・小中学校において男女平等の実現につながる「ふれあい体験」の取組が行われていることが分かりました。 ・しかし、実際にどのような意識の下で、ふれあい体験が行われたのかが明示されていません。男女平等参画について意識した上で、次年度以降はこうした視点から事業報告書（行動計画責任項目事業概要）を作成してください。

事業名		評価	評価理由等
88	性教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、指導計画に沿って性教育が適切に実施されているものと見受けられます。 今後も工夫を図りながら、取組を継続して実施することを期待するとともに、取組の充実を通して児童・生徒に性に関する正しい知識が浸透することを期待します。
89	生活力を身につける教育の実践	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、指導計画に沿って工夫しながら、生活力を身につける教育が実施されているものと見受けられます。 今後も工夫しながら、取組を継続することを期待します。
90	男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修会をはじめとした取組が実施されています。しかし、事業実施に際して、男女平等についてのどの程度意識していたのか、判然としない面があります。 今後、参加者に対して、研修会終了後に各自の職場でフィードバックすることの必要性を伝えるようにしてください。あわせて、区として実施した研修の効果を測定することを提案します。
91	私立学校への働きかけ	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> 区による私立学校に対する働きかけとして、様々な取組が実施されていることが分かりました。しかし、事業報告書（行動計画責任項目事業概要）からは、平成28年度実績を上回る内容の取組が行われたことが確認できません。 今後、私立学校に対する区による支援の取組が充実することを期待します。

● 前半3年間総括評価

評価	評価理由等
<p>C 達成半ば</p> <p>(目標の5～6割程度達成)</p>	<p>幼少期からの男女平等参画の推進に向けた各事業について、事業所管課で様々な取組が行われています。それぞれの事業が人権尊重等の観点から実施していることが確認できましたが、その一方で、男女平等参画の意識がどの程度盛り込まれているのか、依然として判然としない面があります。計画の後半期間に向けて、事業所管課が男女平等参画の意識についてよく認識した上で事業を実施し、その結果を整理することが必要です。今後の取組の充実を期待します。</p>

責任項目

6

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向1 暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. 教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人々が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2. 関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3. 実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座内容を具体的に提示した女性対象の講座や、男女共同参画パネル展等の展示企画が実施されており、ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発が積極的に行われていることがわかります。パンフレットについても、配置場所の工夫等が認められます。 ・ 港区が平成 28 年度に実施した調査結果に基づき、ドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックの内容改定が検討されている点については、評価できます。 ・ その一方で、パンフレットの配布数等の具体的な目標が設定されていないほか、配布の実態が把握できていないことについて、改善の必要があります。 ・ パンフレットについては、医療機関を通じた配布など、配布方法の多様化を図り、さらなる周知拡大に向けた努力が必要です。また、紙媒体での周知に限らず、SNS などインターネットの活用も視野に入れてください。
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語リーフレットが関係機関や区内の各種相談窓口 に設置されており、実際に外国籍の被害者からの相談を受け付けている点については、評価できます。 ・ 事業所管課が認識しているとおり、日本語を母語としない相談者に対する周知機会が少ないことが課題です。今後、定住外国人の多くが理解できるやさしい日本語を用いたリーフレット作成がなされることを期待します。

事業名	評価	評価理由等
108 デートDVに関する意識啓発《新規》	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生を対象とした出前講座に 429 名もの参加があり、実施に際して教職員に対する情報提供が入念に行われていることは、評価できます。 ・情報紙やリーフレット配布、ワークショップやパネル展示等が行われているほか、港区が平成 28 年度に実施した調査結果に基づき、デート DV を含むドメスティック・バイオレンスに関するガイドブックの内容改定が検討されている点についても、評価できます。今後、デート DV に関する啓発資料の配布先の拡大が必要です。 ・デート DV の意識啓発として、若年層を対象を絞った取組が効果的と考えられますが、現時点でインターネットを用いた啓発活動が進んでいないことは大きな課題です。若年層の情報収集の実態も踏まえながら、今後、インターネット活用に向けて積極的な取組を図ることを期待します。

● 前半3年間総括評価

評価	評価理由等
<p>C 達成半ば</p> <p>(目標の5～6割程度達成)</p>	<p>パンフレットやリーフレットの配布など、この3年間でDVに関する意識啓発が継続的に実施されてきたことが認められます。引き続き、パンフレットやリーフレット等の配布場所を拡大するとともに、定量的な目標の設定や配布数の把握等について検討してください。</p> <p>デートDVに関する意識啓発については、高校生等の若年層に特化した取組が必要です。また、DV、デートDVのいずれについても、SNSをはじめとしたインターネットを活用した啓発の実施が急務です。今後の取組の実施を強く期待します。</p>

責任項目
7

目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化

○ 評価基準

1. DV被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2. 相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
119 相談から自立までの一貫した支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭ハンドブック」を作成し、相談に訪れたDV被害者に配布している点や、リーブラの離婚講座との連携を視野に入れて取り組んでいる点については、評価できます。今後は離婚前からの働きかけという視点から、事業120（加害者更生プログラムの情報提供）との連携を図るとともに、ひとり親家庭の母親のみならず、離婚に至っていない女性や、虐待を受けている子どもについても、意識的に支援対象と位置づける必要があります。 ・平成28年度評価の際の指摘事項である「相談窓口の拡大」について、積極的な取組の実施を期待します。あわせて、相談から自立までの一貫した支援の結果を測るデータも用意してください。
120 加害者更生プログラムの情報提供	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みなと等を通じて、加害者更生プログラムについて情報提供を行っているものの、平成28年度に引き続き、相談件数が年間4件と少数にとどまっています。広報への掲載に加え、被害者向けのリーフレットへの掲載など、情報提供手段や啓発方法の多様化が必要です。 ・情報提供にあたっては、加害者のみならず、加害者が更生プログラムを利用することを期待する立場にある被害者に対する広報も重視するべきと考えます。
121 相談員の体制と研修の充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・産業カウンセラーやキャリアカウンセラー等の有資格者が配置され、年間12回の臨床心理士によるスーパーバイズや研修が積極的に行われています。今後も引き続き、相談員の資質向上に努めてください。 ・現在、家庭相談センターに委託職員5～6名を配置し、相談担当係長、常勤職員が婦人相談員、母子父子自立支援員を兼務していますが、DV被害者の支援を行う上でこの体制が妥当であるかどうか、確認することが必要です。

事業名	評価	評価理由等
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員連携会議や配偶者暴力支援センター連絡協議会など、さまざまな会議への参加を通して、関係機関やシェルターを運営するNPOとの連携の強化に取り組んでいます。会議への参加者については、テーマを踏まえて最適な職員を選定するといった工夫がなされていることが認められます。 ・ 実際に他府県の婦人相談員と連携して、11件の被害者支援を行ったという実績がある一方で、事業報告書（行動計画責任項目事業概要）に記されていない取組が見られ、支援の全体像を把握することが困難です。今後の資料作成にあたっては、支援の流れが分かるように整理することを心がけてください。

● 前半3年間総括評価

評価	評価理由等
B おおむね達成 （目標の7～8割程度達成）	DV被害者の心身の回復をサポートするため、相談から自立までの一貫した支援をはじめとした各種取組が工夫しながら着実に実施されています。今後は、現行の支援体制が被害者にとって最適な状態であるかどうかを検証しながら、各所管課において取組を続けることを期待します。また、的確な評価実施のため、評価の際に参考となる情報を可能な限り事業報告書（行動計画責任項目事業概要）に記載するようにしてください。

責任項目
8

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題 1 拠点施設リーブラの充実

施策の方向1 区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2. 利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3. 行政と連携し、区内の企業・大学・NPOなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

● 平成 29 年度事業別評価

事業名	評価	評価理由等
139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラの年間利用者数が前年を 5,000 人以上上回っており、計画の目標が達成されています。 ・近年、図書室の資料貸出実績や保育の利用の増加が見られます。リーブラ図書室の蔵書数は、施設の規模に照らしても充実しており、区立図書館のネットワークに組み込まれて、区民が利用しやすい状態となっています。 ・一方、リーブラの会議室等の有償利用が減少傾向にあることが課題です。今後、区民からさらに親しまれる施設となることを目指して、区内全域の小・中学校の社会科見学の受け入れ等を検討することを提案します。
140 区民・団体の活動支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラの登録団体（推進団体、学習団体）に対して、施設利用の予約にかかる優遇措置を設けるなど、活動をしやすいための環境整備が行われています。 ・助成に関する講座等を開催して、リーブラ団体育成支援事業への理解を深める取組を行っており、実際にリーブラ団体育成支援事業への申請が増加していることは、評価できます。 ・団体構成員の高齢化等を背景として、平成 29 年度は抹消団体数が登録団体数を上回っています。NPOや大学への働きかけを通じて、登録団体の増加に向けた取組が行われているところですが、団体に対する支援策として、登録手続きの簡素化等を検討することを提案します。
141 区民・団体の活動との連携	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・外部団体と連携したイベントが年間 3 回行われており、計画の目標が達成されています。このほか、DV 被害者支援の地域連絡協議会に出席して情報交換を行うなど、区民・団体との連携に積極的であることについて、評価できます。 ・今後、広報等の充実を通して、リーブラの来館者数の増加を図るとともに、区民・団体との連携をさらに深めるための積極的な事業展開を期待します。

● 前半3年間総括評価

評価	評価理由等
<p style="text-align: center;">A ほぼ達成</p> <p style="text-align: center;">(目標の9割程度以上達成)</p>	<p>リーブラで男女平等参画に関する多様な講座やイベント等が開催されており、利用者数は各年度とも順調に増加を続けています。平成26年12月の新施設移転から3年が経過し、港区の男女平等推進の拠点施設としての認知度が高まりつつあると考えられます。</p> <p>近年、会議室等の有償利用の減や登録団体のうち抹消団体の増加傾向が見られます。今後は、団体登録要件の見直しや登録団体への支援措置等を実施し、特に団体活動の振興を図ることが必要です。</p>

審議経緯

会議回数	開催日	内 容
第1回	平成30年5月16日	諮問 第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成29年度事業実績の評価について及び第3次港区男女 平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総 括評価について検討 作業部会開催
第2回	平成30年5月23日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成29年度事業実績の評価について及び第3次港区男女 平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総 括評価について検討 作業部会開催
第3回	平成30年6月6日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成29年度事業実績の評価について及び第3次港区男女 平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総 括評価について検討 作業部会開催
第4回	平成30年6月27日	第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度） 平成29年度事業実績の評価について及び第3次港区男女 平等参画行動計画（平成27年度～32年度）前半3年間総 括評価について 答申

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：平成28年7月16日～平成30年7月15日)

氏名	所属など		備考
学識経験者			
◎大槻 奈巳	聖心女子大学教授		
高橋 勇	慶應義塾大学教授		
新田 香織	特定社会保険労務士		
区内の男女平等参画関係団体に属する者			
山崎 英子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
井上 文敏	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー	
○佐藤 千里	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会講師	
南 朗子	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 事務局長事務取扱	～平成30年3月31日
野中 寿彦		公益財団法人 人権教育啓発推進センター 筆頭部長兼事業部長 調査研究室長	平成30年4月1日～
長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会	
藤田 多恵	メディア	株式会社 TBSテレビ 編成考査局長	
公募区民			
加藤 美穂	公募区民		
木村 洋	公募区民		
栗山 由美	公募区民		
小松 禮子	公募区民		
宗像 由美子	公募区民		
村田 聖子	公募区民		平成30年3月31日 委員辞退

◎は会長、○は副会長

資 料

港区男女平等参画条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 港区男女平等参画推進会議（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 苦情等の申出（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

付則

私たちは、すべての人が人権を保障され、性別により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時にすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 三 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 四 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 三 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 四 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 五 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 六 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第 4 条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策
- 四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策
- 五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策
- 六 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成に

ついて、第 12 条第 1 項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第 11 条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第 12 条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるように適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 15 条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 13 条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第 4 章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第 15 条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べるることができる。

(組織)

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- 三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
- 二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
- 三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して 6 月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

港区男女平等参画条例施行規則

平成 16 年 3 月 19 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(男女平等参画推進会議)

第 3 条 条例第十七条に規定する港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
- 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
- 三 区民のうちから公募により選定した者 六人

2 推進会議に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、委員の互選より選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員（会長及び副会長を含む。次項及び第四項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第5条 区長は、条例第二十二条第一項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方法)

第6条 条例第十九条第一項の規定による苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、苦情等処理申出書（第一号様式）により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査及び処理)

第7条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等を行うことができる。

3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第十九条第二項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書（第二号様式）により申出をした者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書（第三号様式）により通知するものとする。ただし、条例第十九条第一項第二号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書（第四号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（是正の勧告等）

第9条 苦情処理委員は、条例第二十一条第二号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明（以下「是正の勧告等」という。）をする場合には、是正勧告等通知書（第五号様式）により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第二十一条第三号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明（以下「助言等」という。）をする場合には、助言等通知書（第六号様式）により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

（調査結果等の通知）

第10条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書（第七号様式）により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書（第八号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書（第九号様式）により区長に報告しなければならない。

（庶務）

第12条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年9月30日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第54号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 29 日規則第 31 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。